

第七十二回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員会 議録 第十三号

昭和四十九年二月二十六日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 飯谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 渡 徹郎君

理事 山崎平八郎君

理事 芳賀 貢君

理事 愛野興一郎君

今井 勇君

金子 岩三君

熊谷 義雄君

本名 武君

井上 泉君

島田 琢郎君

米内山義一郎君

瀬野栄次郎君

稲富 稜人君

出席政府委員

農林政務次官

林野庁長官

林野庁林政部長

委員外の出席者

林野庁指導部長

農林水産委員会

調査室長

尾崎 毅君

松形 祐堯君

平松甲子雄君

渡辺美智雄君

福田 省一君

菅山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

愛野興一郎君

津川 武一君

瀬野栄次郎君

同月二十三日

第一類第八号

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

補欠選任

笠山茂太郎君

田代 文久君

岡本 富夫君

同月二十六日

補欠選任

神田 大作君

同日

小沢 貞孝君

同日

理事津川武一君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

同日

小沢 貞孝君

すが、これについての政務次官の見解を承りたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 たいま御指摘の林業基本法に基づきます林産物の長期見通し、あるいは森林資源に関する基本計画は、いま先生がおっしゃいましたように、四十八年の二月に改定されたわけでございます。で、その前は四十一年に初めてこれを策定されたわけでありますが、四十一年に策定された以後、いろいろと経済条件なりあるいは森林に対する公益的な要請というふうなものが出てまいりまして、まさに、先生がおっしゃるような、そういう情勢の変化がございましたのを踏まえて、四十八年の二月にこれを改定し、閣議決定を見たものでございます。したがしまして、その後においては、その当時の考え方に基づいた行き方でございますならば、いまの情勢の変化には対応していけるものというふうにたまたまのところで考へておるものでございます。

○井上(農)委員 四十八年というところ、去年の二月ですよ。去年の二月の時点と今日とで、日本の経済情勢、そして日本の中におけるいろいろな資源問題、これについての変化がない、特に木材関係においては、そのことについての改定をする必要がないと、そういう判断をされることの根拠というものを示し願ひたいと思ひます。いま、予算委員会でも物価問題の集中審議をしておられるけれども、去年の二月と今日とは、もう比較にならないような経済界の変動の状態であるし、その上に立つて考へた場合には、去年の二月に策定したものが今日もなお生きているというふうな、それほど見通しのよいような計画ではないと思ひますが、それについて納得のいくような説明を承りたいと思ひます。

○渡辺(農)政府委員 これをつくったときには、もちろん石油危機ということも考へておらなかったわけでありまして。しかしながら、当時から山が荒廃をして、過剰流動性にまかせてあつちこつちむやみに伐採をされる、あるいは森林で規制がないからといってやたらに買い占めをされる、開発

をされる、こういうことは困るというふうなことで、全国森林計画をつくったり、あるいは地域別の森林計画をつくったりして、そういうふうな乱開発を抑えていこう、山を守っていこう、あるいは伐採する場合においても計画的に、一方において自然を保護しながらそれをやっていこう、と、こういうことでこの計画がつけられたものであつて、そこへ突然石油危機というものが出てきて、私は、やはりこの法案をこしらえておいたのは先見の明があつたなというふうに思ふのであります。結局、やたらに伐採をされたり何かすることをは資源が枯渇することですから、そういうことを押えていくということは、石油危機が起きて、これは一そう必要なことであると思ふのであります。幾ら石油危機が起きて、たとへば公益的な機能を失つてもいい、山を切つてもいいというところにはならない。こういうふうな考へるから、現在の段階でも、この法案が考へておることは一つも矛盾をしていないし、むしろ一そう必要である、こういうふうな思ひます。

○井上(農)委員 私は、この法案が必要でないということを言つておるわけではないのです。世界的な木材の需給関係、需給事情の中において、昨年の二月の時点にこしらえた策定は、前年度の策定に比較して、外材輸入に依存した率というものが非常に高くなつておるでしよう。その高くなつておるといふことが、いま次官の言われるような論拠でいえますと、ますます外材輸入にたよつていくような日本の木材の需給体制ということにならないのですか。そういうふうなことで、この計画で定められておるような外材輸入というものが期待できるかどうか、その点について伺ひたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 資源の基本計画につきましても、あるいは木材の需給計画につきましても、四十八年の二月に決定いたしました案は五十年間の計画、長期の計画でございます。したがしまして、五十年後における日本の森林資源の状態をどのように持つていくかという案が資源の基本計画

でございます。そこら産出される国内の生産量というものを十年ごとにおおよそ見通しを付けておるわけでございます。なお、また、需給の計画につきましても、五十年の見通しを立てているわけでございますが、これも十年ごとに国内産の割合を見て、では、それが需要に対応してどれだけの足りないか、足りない部分は外材でもってこれを補うということについての見通しを立てておるものでございます。そこで、たいま政務次官からもお答えいたしましたように、そういう長期の計画に基づいて全国森林計画を定め、それに必要ないろいろな実行できるような措置を森林法の中で改正しようとしておるわけでございます。

いま御指摘のような、たとへば木材の価格が暴騰したではないかというふうな四十七年の事それから四十八年にかけての状態、あるいは昨年の石油ショック後における木材価格のある程度の暴騰というふうなものにつきましては、一つの短期政策としてこれに対応していかなければならないというふうな考へておるわけでございます。一応、長期の見通しとしましては、御承知のように木材の資源造成というものは、これを単面的に見るならば数十年を要する問題でございますので、やはりあの考へ方に沿つていく。短期のそういう需給の変動なりあるいは価格の変動に對しましては、それなりのたとへば備蓄制度であるとか、そういういろいろな対応策を講じてまいりたいというふうな考へておるところでございます。

○井上(農)委員 木材の需給関係が、将来の日本の山の開発の關係の中において、あれによりますと、自給率が昭和三十五年ごろからだんだん低下している。三十五年が八九%の自給率であつたものが、四十五年では四五%に低下してある。こういうふうな状態の中で、また外材を輸入する速度を強めようとする傾向にあるわけですが、これは、大体何年度ごろから外材輸入率というものを低下さすようなことになつておるのか、そのことを説明してください。

では外材の需給率が上がつてまいります。と申しますのは、現在、国内の民有林、国有林を通じて、造林地の大部分というものは戦後植えたものでございます。現在は、伐採したあと地の造林というものは昭和三十年ころには解消しておりますので、ほとんど造林はされておりますけれども、ただ、それが非常に若い造林であるということでございます。利用のできません、つまり、四十年生以上の造林木というものはその中できつめて少ない比率をなしております。国有林と民有林とではそれぞれ違ひますけれども、四十年生以上で利用のできるものは一割程度しかございません。したがしまして、さらにこれを十年ないし二十年というものは少なくとも置かなければならぬという情勢にございます。したがしまして、ただいま申し上げました六十三年ころまでは、いまのところでは外材の比率というものは高まつていく、そして、それ以後は徐々に国内の自給率がふえていくということでございますけれども、一〇〇%の自給率にするということは、現在の見通しでは不可能なことでございます。

○井上(農)委員 六十三年までは外材の輸入率がふえていつて、六十三年を転機としてある程度外材の輸入率というものが低下していき、一〇〇%の自給率というものは困難である。これは、常識的にもその判断は成り立つわけでありましてけれども、森林計画に基づいていろいろ山を造林計画というふうなものを、たとへば昭和六十二年—木材というものは単年作物ではないですから、これはやはり長期にわたつての計画というものが必要なわけであるので、外材の需給率が低下することにまで持つていくためにはかなりの労働力というものが山に投入されなくてはならないと思ひますが、この計画に基づく労働力の需給關係というふうなものはどういふふうに把握しておるのか、その点の説明を承りたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 現在のところでは、山村地域におきまところの労働力というものは、先生御存じのとおり、非常に低下してまいつておりま

す。国有林の場合ですと、ある程度の常用化あるいは定期の長期化ということとそれぞれ対策を講じてまいっております。その山村地帯からの労働力の減少というものは、数字的にはもちろんあるいは老齢化の現象、あるいは女性化といううな形で非常に問題があるわけでございます。そこで、これらの労働力を、将来、いま申し上げましたような施策を遂行するために確保してまいらなければならないわけでございまして、そのことに対しては、長期化についての年間雇用の長期化という問題とか、あるいは、一つの地域から別の地域に流動できるような形のそういう流動化対策であるとか、その他環境の改善対策等につきまして、従来それぞれ助成措置を講じてまいっております。ところでございまして、さらにこれを強化してまいりたいと思っております。

最近の傾向として、労働力調査によりまして、四十七年の実績は十八万ということになりました。前年の十七万よりは一万ふえておるわけでございまして、四十八年の統計につきましても、まだ確定はいたしておりませんが、ただいま私たちがとった速報によりまして、二十万をある程度出たであろうというふうに予想されておるところでございまして、ということ、その内容が個人的に見るならば相当長期化の傾向になっております。また、雇用の専門化という形になってまいっておりますので、従来やっておりますところのそういう施策をさらに強化いたしまして、必要労働力の確保にとめてまいりたいというふうに考えております。

○井上(農委員) その山で働く林業労働者が現在非常に少なくなっております。その少なくなっております原因というものは、その原因をここで探求せずとも明らかでない、山では食えない。山で働いておつては食えない低賃金だ。そういうふうな中でこの林業労働者というものは少なくなつておる。それから、いま長官が言われてはおりますけれども、林業労働者が非常に高年齢化しておる。そ

ういう中で、これからふえていく要素というものは、いまのままの状態ではなかなか期待ができない。そういう点からも、いわゆる林業労働者が日本のこれだけ広大な山林を守っていくために、国有林、民有林合わせて二十万というふうな状態だということは、日本の山を守っていく上についても、たいへん寒心にたえない労働力の現状ではないかと私は思うわけですが、この点について、森林組合法あるいは森林法の一部改正というように、いろいろ法律の条文ではきめまされけれども、しかし、結局、山を守っていくものは労働者であるし、山を育てていくのは労働者である。そういう点からも、山林労働者に対する考え方というものをここで思い切つて変えないと、山林労働者は老齢化していくだけであつて、若年の労働力というものが山に育つということにはならないと思ふわけですが、その点について、これは今後の政策的な面になるわけなので、私は、政務次官の御見解を承つておきたいと思ひます。

○渡辺(農政府委員) 確かに山林労働者を確保するということは重要なことでございまして、そのために、今回の改正案でも、森林組合を強化して労働者を育成する、そして雇用の安定をはかつていく、あるいは待遇の改善をはかる、あるいはまたいろいろ機械化、近代化を進めて、一人当たりの生産高を高めて、生産性を上げて、一人当たりの労働者の待遇をよくする、こういうようなことなどいろいろの方策を講じて、ともかく山林労働者を確保していく、こういうふうな基本的な考え方でありまして。

○井上(農委員) けさ、偶然、NHKの「明るい農村」という朝の六時半のニュースで白ろう病のことをやつておつたのですが、あの白ろう病を見ては、「明るい農村」という表題にふさわしいイメージを想像することはおそろしく不可能だと思ひます。いわゆる暗い農村の実態というものをあの白ろう病というもので映し出しておると思ひますが、そのことについて、林野庁長官あるいは政務次官は、ごらんになっておつたならば、その感想

を承りたいと思ひます。

○福田(省政府委員) 私も、けさ六時に起きたもので、六時半からの放送を見ておりました。確かに、あの中で、国有林の関係につきましても、いろいろと具体的な措置も講じておりますけれども、それは必ずしも十分だと私は申し上げておるわけじゃございませんけれども、特に民有林の場合におきます白ろう対策ということについては、相当大きな問題があるというふうに感じましたわけでございます。国有林の場合ですと、これを認定した者が約千五百人くらいおりますが、民有林はまだ五百足らずという状態でございまして、作業をしておりますところの人たちの数に比べれば、民有林関係にはまだ相当あるのじゃないかと、このように推定もされます。しかし、国有林と違って、いろいろな作業を実施しているという面もございまして、必ずしも仕事の量に比例して民有林に多くあるだろうというふうには考えておりませんけれども、民有林対策につきましても、労働者等ともいろいろとよく連携をとりまして、国有林ともどもに白ろう病対策に努力を傾倒してまいらなければならぬというふうに感じたわけでござい

ます。○井上(農委員) けさのテレビでも、検診をした者の七〇%以上が白ろう病の患者で、白ろう病が認定される。これほどの状態に出ているわけですが、民有林関係におきましてチェーンソーを使つておる者は国有林よりは数が多いわけですから、そうすると、かなりな者が白ろう病におかされておると想像せざるを得ないわけでありまして、そのことについては、林野庁の長官もそういう想像をされることができますか。

○福田(省政府委員) 私も、そうは思ひます。ただ、いま申し上げましたように、仕事の量に比例して、というふうには単純にまいらぬかもしれせん。と申しますのは、国有林の場合ですと、チェーンソーを持つ者はチェーンソー専門に持つという傾向がございまして、民有林の場合は伐採以外のいろいろな仕事を組み合わせてやつておる

という問題もあるので、単純にはまいらぬかしらぬのですが、そのいずれの形がいいかということとは別問題といたしまして、まだ相当民有林にはあるだろうというふうに私も想像はいたしております。

○井上(農委員) チェーンソーを使用する数量というものは、民有林の場合には国有林の場合よりも圧倒的に多いですから、民有林で働いておる労働者については、そういう白ろう病におかされておる者が非常に多いわけで、これをどうやって防ぎ、どうやって治療し、また、それにかかつておる者に対する補償措置をどうやって講じていくのか、こういうことは山で働いておる者に対する当然の対策として考えられなくてはならないと思ふわけですが、その点についての取り組み方について御説明願ひたい。

○福田(省政府委員) 確かに、一番大事なことは、まずからぬように予防することが大事だと思ひます。その予防の方法としては、いろいろとその仕事のやり方について考えてまいっております。国有林の場合ですと、たとえば、まず、使用する機械を振動の度合いが少ないような防振装置つきにするとか、あるいはエンジンを通風のビストン式のエンジンでなくてロータリーエンジンにするとか、これもある程度完成いたしております。そういう機械の改良が第一でございまして、その前にそういう機械を使わぬということが前提にあるわけでございまして、日本の場合は外国と違って、トラクターによる伐採というふうなことは、地形上そう徹底できないと思ひますので、防振つきくらいは機械の改良であり、あるいは振動しないようなロータリーエンジンを使うということであろうと思っております。

それから、使用いたします場合に、その使用する時間を規制する問題がございまして、けさのテレビでも、二時間がいいのか三時間がいいのかというふうな議論がございましたが、国有林の場合にはこれを二時間というふうに規制いたしております。また、それを一週間に使用する時間数だとか、

あるいは一月間に使用する時間数であるとか、あるいは連続使用する時間数というぐあいに、二時間というところを中心にして、そういう時間の規制をまづいたしております。

それから、機械を使う場合のいろいろな作業の仕組みのあり方であるとか、あるいは予備操であるとか、そういったいろいろな方法をまづ予防対策としては考えておるわけでございます。

次に、病気がかかった場合にどうするかという問題があるわけでございますが、これは労働省等とも連絡をいたしまして、まず診断の基準をつくる必要があるわけでございまして、これはかねがね労働災害防止協会等に委託しまして、労働省との関連で予算を持ち、実施いたしておりますが、先般、これについて検診項目の増加という形でこれができるようになったわけでございます。その検診項目の増加というのは、白ろう病についての検診項目をきめたということでございまして、なお、その中でA、B、Cとまた区分をいたしまして、全然差しかえのない者、もう一つはある程度規制をする必要がある者、第三段階としては、これを使用させてはならない者、これは公務災害として認定するわけでございまして、そういう基準もつくっております。そういう形でその予防対策あるいは治療対策ということに、いま関係省庁とも連絡をいたしまして、具体的な措置を進め、また、予算措置を進めつつあるところでございます。

○井上(泉)委員 昭和四十八年でチェーンソーを使用する労働者に対する健康診断を実施するということがございまして、予定人員も定めてやってきておるのですが、現在その実施状況はどうなっておりますか。

○福田(省)政府委員 ただいま、その点につきましては労働省が実施しているというふう聞いておりますが、その詳細については、ただいまのところ承知いたしておりません。

○井上(泉)委員 それでは労働省の方に、その実施状況についての説明をお願いしたいと思います。それから、労働省から係官が来る前に伺

いたいの、私はけさ長野野庁の方に申し上げたのですが、高知県で十二人、白ろう病の方についての損害賠償の訴訟をしておるが、訴訟をしておる人の退職時の給与あるいはその労働条件、そういうようなものを委員会の質問が始まるまでに、わずか十二人から出してくれと言ってお願いをしたのであるけれども、まだ手元にきていないのですが、そちらのほうに資料が届いておれば回していただきたいと思います。

○福田(省)政府委員 正直に申し上げまして、午後の御質問というふうになっておりましたので、まだ準備ができておりませんが、ただいまわかりましたところでは、原告高知営林局退職者十二名から一億四千八百五十万の請求額が出ております。被告の責任事由としては、營造物の瑕疵あるいは安全義務違反、使用者責任というふうなことになるわけでございまして、第一回の公判が三月の予定というふうになっております。

○井上(泉)委員 そのことはわかっていて、ところが、そういう損害賠償の訴訟を起したとき、その人たちの労働条件がどういふものであったかというのを示していたら、そのことによつていまの林業労働者の実態というものがどんなものであるかということがわかるわけですから、そういう意味から私はその資料をお願いしておいたわけですが、それは午後ということではなしに、十時半からということで私は申し上げておいたのです。

○福田(省)政府委員 一時間ほど前にそれを承つて、ただいま作成中でございますから、早急に提出させていただきます。

○井上(泉)委員 それでは、その実施状況は労働省でやっておるからということですが、けさのテレビでも、長官がたまたまごらんになっておったなら理解がいったと思うのですが、それほど、検診をした者の七〇%も白ろう病におかされておるということ、これはほんとうにゆゆしき事態だと思つておるのですが、これに対して、労働省の調査をまづまでもなしに、すでに調査したもののが

そういうことになっておるから、これについては、対策というものを昭和四十九年度においてもっと積極的に進めなければならぬと思つておりますが、その点についての予算を見ても非常に貧弱な感じがする、これで山林労働者の健康管理ができるかどうか、それについての長野野庁長官の見解を承りたいと思つております。

○福田(省)政府委員 民有林関係につきましては、御指摘のように、金額については少ないのではないかと、いまのおしかりではございすけれども、四十九年度に新しくいろいろと模範訓練施設も設けることにいたしております。具体的にそれだけの県にモデル的に実施をするという考え方でございす。そこで、先ほど申し上げましたように、いろいろと基本的な動作であるとか、そういう特殊な機械の扱い方であるとかいうことをよく教えます、その予防対策を講じてまいらうということにいたしております。なお、国有林におきましてもまたそういうようなことについては従来もやっておりますが、さらに積極的にこれを拡充してまいりたいと思つておるところでございます。

○井上(泉)委員 いまの医療の施設としても、ことし九百万か何か予算で設けておるようですが、九百万で一体どんなものができるのですか。いまどき、治療の機関として、九百万ぐらいで何ができますか。

○福田(省)政府委員 白ろう病の治療の対策として、あたためるということも一つの方法でございす。また、物理療法としていろいろほかにもございす。また、たとえば温泉治療というのが非常に効果があるというところも医師に言われているわけでございます。そこで、そういう関係につきまして、国有林関係におきまして、特に山地帯にはそういう施設もございすので、それを活用して、現在あるところをある程度修理して使うというところを考へておるわけでございす。具体的に、一例を申し上げますと、そういうぐあいに温泉治療による一つの対策ということでござい

ます。

○井上(泉)委員 高知県で、私が昭和四十九年度の予算を新聞で見た中に、白ろう病の対策費として二百五十二万円計上して、そして、各保健所を中心にして、民間の労働者を中心に白ろう病の治療予防の検診をやつて方法を講ずるということが書いてあったが、こういうふうに、地方の貧弱な自治体ですらこれだけの金額を計上してやっておるわけですが、それに比して、国のこれに対する予算というが、取り組む方というものがいかに冷たいものであるかというところをうらはらに証明をされるわけですか。そういうことについて、この予算というもののついて、たとえばそういうふうに高知県の自治体でやっておることに對して、これにもっと国が予算的に追加をして、継ぎ足をしていくと、徹底的な治療対策あるいは検診をやつていくという考え方はとれないものかどううか。地方自治体がそういうことをやっておつても、長野野庁のほうで、白ろう病に対する抜本的な予防、治療、補償という、この三つの体系をつけた対策を総合的に立てるべきだと私は思つておるわけですが、どうですか。

○福田(省)政府委員 その点に關しましては、まさにいま御指摘のとおりでございまして、私も同感でございす。予防、それから治療対策といふたようなこと、あるいはまた補償につきましても、白ろう病は林業におきましますところの唯一の——唯一というの、一つしかないものであります。そういう職業病でもございすので、特に重点的に実施してまいりたいと思つておりますが、また高知県、それから熊本関係等、全国的に見ても非常に多いのでございす。そういう点も配慮しまして、先生御指摘の線に沿つて最善を尽くしてまいりたいと思つております。

○井上(泉)委員 その最善を尽くすということばでなしに、どういふふうな最善を尽くすか。その具体的な構想というものが考えられないのですか。現実には、この白ろう病対策というものをやろうとしておる。地方自治体もやろうとしておるし、

また、

また、

また、

また、

また、

林野庁もやろうとしておる。それを一本化して系統立ったものにできませんか。いわゆる検診にしても、これはたとえば高知県で、保健所の医者とやるというところで、二千四百人の検診ということについてはなかなか手間だと私は思う。で、そういうようなものに対しては、林野庁の検診の計画、調査の計画とミックスさせてやるのか、そういうふうなことは考えられないものか。おまえのところはおまえのところでやれ、おれのところはおれのところでやるということではなしに、そういうふうな各自自治体でも要求しておるもの、やろうとしておるものに対して、何か指導、助成をするようなものを林野庁の機関において考えられることはないかどうか。

○福田(省)政府委員 民有林の關係につきましても都道府県、国有林の關係につきましてもそれぞれ営林局、署ということではございますけれども、これをやはり御指摘のように一本にしまして、特にその点については、林野庁が、都道府県に対しては、いろいろな指導員なりその他を通じての技術普及あるいは施設についての助成というふうなことを考えてまいりたいと思ひますが、その点につきましても、林野庁と都道府県、林野庁と局署、あるいはまた局署と都道府県というように連絡を密にしまして、具体的に促進してまいりたいと思ひております。

○井上(泉)委員 昭和四十七年度で、白ろう病で、林業労働災害防止協会で特別の検診をやっておるわけですが、この検診の結果はどうなつておるか、承知をしておれば御報告をお願いしたいと思います。○福田(省)政府委員 その点につきまします検診は、労働省のほうで実施いたしておりますので、そちらのほうからよく事情を聞いてまた御説明申し上げたいと思ひます。

○井上(泉)委員 これは別段おこるわけではないわけですが、労働省で、林業労働災害防止協会を調査してもらうというの、そういう必要が生じたのは、こういうことをやろうと発意したのは林野庁じゃないですか。これは労働省が、山で働いておる労働者についてはどうも振動病の調査をせなければいかぬということで始めたのですか、それとも、林野庁が要請をして始めたのですか、どうですか。

○福田(省)政府委員 林業労働に関する問題につきましては、基本的には、国有林、民有林を通じて林野庁がいろいろ配慮していかなければならぬと思ひております。従来、国有林についての白ろうの対策については、相当具体的に私たちもそれを掌握し、その対策に鋭意つとめてまいつたところでございますが、民有林の關係につきましても、やはり、都道府県に對するいろいろな助成措置の中で、その実施の把握につとめてまいつたところでございます。これは、先ほど申し上げましたように、国有林の白ろう認定に比べますと、民有林の認定の数というのは三分の一くらいしかないわけでございます。その辺について、私も、先ほど申し上げたようにいささか疑問を感じた点もありましたので、私のほうと労働省と十分その点を連絡いたしまして、特に、民有林の白ろう対策については、労働省にその検討、対策等をお願いした経緯もございまして。

○井上(泉)委員 私は、四十八年度の調査のことを聞いたけれども、それもわからない。だから、せめて四十七年度なら調査をしたことがあるだろう、労働省がやっておるにしても、この林業労働災害防止協会で調査をしてやっておるのだから、それはもうあなたの方へ報告が出ておるものだろう、こう思うわけですが、そういうことも頼んだら頼んだらで、林野庁のほうには別段これについての報告はないのですか。それから、また、林野庁は、そのほうは労働省でやっておるのだから聞かせぬと、こういうことになつておるのですか。

○福田(省)政府委員 現在私たちのほうで調査したところは、聞き取りでございましてけれども、検診を実施しました人員は五百三十五人でありまして、その罹患者の数は二百六十九でございまして、この検診の全体に対する罹患者のパーセント

というの五〇・三%、こういう数字を私たちは労働省のほうから聞いておるわけでございます。それから、先ほどちょっと申し上げましたように、検診項目の追加であるとか、あるいはまた、その治療対策についての区分であるとかいうふうなこともやはり労働省のほうから私たちが聞きまして、先ほどお答え申し上げたような内容となつておるものでございまして。

○井上(泉)委員 それは、あなたもまじめな方だから、ふまじめに意識的にするけておるとは私は思わぬでございけれども、こうやって林業労働災害防止協会という林業労働者の災害防止の団体をつくつて、その団体にいろいろ調査を頼んでやつておる。やつておつたものを聞いて、それに対して対策を立てていく、こういうことが行政としての筋ではないかと私は思ひますけれども、どうもそのことが抜けておるような感じがしてならないわけですが。五百三十五人やつた中で二百六十九人も出た。約六〇%出たわけですから、かなりな数の振動障害というものを生じておると思ひます。そういう点について、林業の協会と林野庁との間には何にもつながりはないのですか。

○福田(省)政府委員 林業協会の間にはつながりはないかという御指摘でございますが、この問題につきましても、林業協からもよくいろいろと情報をお聞き、また、こちらからも労働省と相談しながらいろいろお願いしているわけでございます。いま申し上げましたような結果が出たからどういう対策を考えておるのだというところにつきましても、一つは、四十九年度予算の中で、チェーンソーを扱う民有林におきましますところのそういう作業をされる人たちがあつたが、そういう人たちに對しての訓練施設というものを設けてまして、そこで、機械の取り扱い方とか、その作業の動作でございまして、その他のいろいろな訓練をする、そしてそれで予防していくというところの対策費も、その結果私たちのほうで予算に計上しておりますが、これは四十九年度実施したいと考えておる一例でございまして。

○井上(泉)委員 そういうことなら、この調査の内容と実施状況がどういふものであつたかということの説明はできませんか。ただ、振動障害のある者が二百六十九人ということだけではなしに、それなら、それに対しては、これはこういう状態でも時間使つたからとか、これはこういう労働条件だったからこういう状態が起つたとか、せっかくこれは金もかけて調査したのであるから、その調査報告書というものは――北海道、岩手、栃木、静岡、奈良、島根、宮崎、この五百三十五人の人員についての調査報告書というふうなものはいただいておるでしょう。

○福田(省)政府委員 そういうことについての御連絡は受けておりますが、ちょっと繰り返して申し上げますけれども、一番そういう対策が……(井上(泉)委員「連絡」というのは調査報告書ですか」と呼ぶ) そういうものを受けております。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、大事な点は、一つは、白ろうについて、お医者さんがそれを見ます場合に、こういう点とこういう点とこういう点を調査しないかというところの検診項目をまず決定したわけでございます。それをもとにしまして全部検診しました場合に、この人は全然何も異常はないのだという人がいる。また、この人に対してはある程度の規制をしなければならぬ、つまり、先ほど申し上げました時間規制をするとか、その他のいろいろな注意が必要な者がいた場合、それをB種とします。いまの何にもないという人をA種とし、それからB種とする。それからC種につきましては、入院させなければならぬとか、何か仕事をさせてはいかぬとかいふ人。そういう管理区分というものを一応労働省のほうで定めていただきまして、それに基づいてそれぞれ具体的に措置をとるということについての決定を、少なくとも年度内くらいには出していただくような手はずになつておるのでございまして。

○井上(泉)委員 何かりこうに答弁されるから理解がしにくいわけですが、こういう調査を依頼して先生方が一生懸命やられたのですから、

その調査報告書というものの、検診をして、その実施状況の報告というようなのは林野庁に報告する義務のないものであるのか、そのことを承りたいと思います。

○福田(省)政府委員 林野庁で報告は受けております。その概略は、いま申し上げたとおりでございますが、この点につきましては労働省が実施をするようになっておるとございいます。

○井上(農)委員 労働省がやると言うけれども、林野庁がこういう報告を受けて、林野庁としては、これに対してはこういうことをやるのだという対策を立てて、それで労働省なりあるいは厚生省なりと相談をするということになるのでしょうか。やはり、林野庁だけですか。

○福田(省)政府委員 いま申し上げましたような内容の管理区分が確定いたしますというのと、それに基づいて、医師の健康診断に従って林野庁のほうで予防措置を講ずるわけでございます。注意すべき者はこういう点を注意しろ、あなたはもう仕事をやってはいかぬから休んで治療しなさいというふうなことも、したがって林野庁としてもできるわけでございますが、そういう点が近く決定される見通しでございます。

○井上(農)委員 四十七年でやったのです。いまは四十八年度が終わりです。それだから、その四十七年でやったことが、四十八年度の終わりになった今日でもまだ十分な掌握がされてないようなことでは非常に遺憾に思われます。これは、われわれとしても、そのことについてもっと早く林野庁のほうに督促をしなければいかぬと思いましたが、この検診の実施状況の報告書のようなものを提出をしていただくことはできるでしょうか。

○福田(省)政府委員 その点につきましては、労働省のほうにございいますので、私のほうからも連絡したいと思っております。

いずれにしても、検診の項目につきましては、昨年の十月に決定いたしましたので、くどいようでございますが、それによって管理区分をいたし

まして、近くそういう基準が労働省との間にきまりますれば、それに基づいて健康診断を定期的に実施して、それによって、仕事を差しつかえない者、それから注意すべき者、治療措置を講ずべき者というふうな十分管理をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○井上(農)委員 それは、私の言うのは四十七年度の調査実施状況ですから、去年の十月は関係ないじゃないかと、こんなふうに思われるわけですが、それと同時に、労働省から提出をして、もうすでにいただいておりますから、別段労働省にまで言わぬでも、あなたのところに来ておる報告書の写しをコピーに焼いて配っていただいたら、これは簡単ではないかと思うのですけれども、えらいやっかいなものですね。

○福田(省)政府委員 手元にございいますから、簡単でございますから、コピーに焼いてさつそく差し上げます。これは労働省の諮問に対して林野協のほうから答えた内容のものでございまして、私のはうでも手持ちがございいますので、さつそくコピーに焼いて差し上げます。

○井上(農)委員 山林の経営をしていく上については、やはり、山林で働いておる人たちはまず第一に安定さすということ、これの心配のないような労働条件をつくっていくということ、これが一番のかねめでないかと、どんなりっぱな法律を何ほつくったところで、それでは山で働く魅力というものには生まれてこないし、そしてまた山へ定着をしないわけですね。

そこで、林野庁長官は国有林のことだけに頭が集中しておるわけですが、日本の山全体の管理の役所というものは、国有林、民有林を問わず、林野庁にあるのでしょうか。どうですか。

○福田(省)政府委員 林野庁におきましては、現在、国有林は面積にいたしますと約三分の一、民有林が三分の二でございまして、蓄積の内容は大体同じぐらいたという状況でございまして、その管理につきましましては、国有林におきましては、林野庁の中に業務部と職員部というものがござい

まして、国有林に対する管理、経営はそちらでやっております。また、民有林につきましましては指導部、また林政部というものもございまして、民有林に対する指導行政をやっております。各都道府県にはそれぞれ林務部なり林務課というものがございまして、民有林行政をやっておりますし、国有林については、それぞれの地域に十四、各営林局がございまして、また、三百五十一の営林署もございまして、そういうことで、国有林、民有林ともに、林野庁は、管理、経営なり、あるいは指導行政をそれぞれ行なっておるのでもございまして、国有林だけを管理、経営しておるというものではございません。

ただ、先生御指摘のように、従来、民有林に対する指導行政が薄かったのではないかと御指摘は、そういうことについては十分反省してまいらなければならぬと考えておるところでござい

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○井上(農)委員 その民有林について、民有林の管理、指導というものについて、法律的に何か障害になるようなものがあるのですか。私は承知をしていないので、そういうものがありとするなら、御指摘を願いたいと思っております。

○平松政府委員 林業に関する法律といたしましては、林業側からのものといたしましては、大きなものとして、林業基本法と森林法ということになるわけでございまして、林業経営に関する点から申しますと、森林法の中では、森林施業に關する規程というふうな形でございまして、労働条件に関するものとしたしましては、労働三法に基づく労働者保護と申しますか、そういうような形のもので対処しておるといのが現状でござい

○井上(農)委員 日本の山の管理というのか、これについては全部森林法で規定をされておる。それなら、いわゆる森林法に基づく監督は農林大臣がやることになっておる。そうすると、民有林の關係のことについて林野庁がいろいろ指導助言をす

ることについての法律的な障害というものは全然ないとは承知をするわけですが、そのことについては間違いないのかどうか、御指摘を願いたいと思

○平松政府委員 民有林の経営について役所が指導をしていくということについて、法律上の制約と申しますか、そういうものは森林法ではないという

点で、先生御指摘のとおりでござい

民有林に働いておられる労働者の処遇改善といふ点で、お話を申し上げますと、御承知のように、日本の森林の所有形態というものは非常に零細でございまして、その零細な所有形態が、さらに、経営としてはそれがまた小団地に分かれておるといふようなことでござい

ますと非常に小さな規模で行なわれておる。そういうことから、森林の経営者が労働者を処遇するにいたしたとしても、経済的な基盤がないというふうな状態にある。そういうことを解決することが必要であらうというふうなことがござい

で、あるいは林業構造改善事業を予算的に行なつてみたり、あるいは法的な措置をいたしまして、森林組合による労働班というものによりまして、労働力の組織化といいますが、効率的な森林経営と申しますか、通年的に就業ができるような形に持っていく、そして、より長期的に、より安定的に就業ができるというような形で組織化することによりまして労働者の処遇を改善していくというような方法を講じておるわけでござい

まして、今回の森林法の改正の中にもそういう点を幾つか織り込んでおるわけでござい

○井上(農)委員 大体、森林というものの、山というものは、山主があつて労働者があつて、その労働者の存在というものを忘れた形で森林というものを捉えておるんじゃないかと私は思うのです。そこで、忘れていないとするならば、現在の民有林の労働者の労働条件というものと国有林で働いておる労働者の労働条件とを対比していただいたらくよく証明ができると思うわけですが、民有林労働者の労働条件と国有林の労働者の労働条件と

比較をして遜色がないと考えられておるのか、あるいは非常に不十分だとお考えになっておるのか、その点についての御説明を願いたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 国有林で働いておられます作業員と民有林で働いておられます作業員とを比較したしまして、やはり相当差がございます。

しかし、国有林で働いておる者がそれで十分だといふことを私は申し上げておるのではございませんで、ほかの作業に比較しましていろいろとまだ劣っておる点があるといふふうに私は思つております。しかし、国有林と民有林だけを比較してみましても、賃金水準は相当低いのでございまして、それからまた、その他の条件としましては、休日、休暇の制度であるとかいうふうなことにしても、国有林ほどに認められておりませんし、そのほか、社会保障制度につきましても、国有林の作業員に比べると相当劣つておるといふところがございします。その点に対する強化対策といふものを急ぐことが緊急の問題であるといふふうに考えております。

○井上(農)委員 長官も指摘しておられるとおりで、私も、国有林で働いておる労働者のほうが待遇条件がいいとかというわけで言つておるのではございません。これにしろいろいろ改善をせなければならぬものがたくさんあるわけですから、その不十分な国有林の労働者に対して、まだ及びもつかないような状態の中にあるわけです。その中の一例としては、たとえば白ろ病の認定を受けて、それで、国有林の労働者のほうには八〇%か一〇〇%の補償とかいうような形のこととがとられておるけれども、民有林の労働者はほとんどが労務災害、いわゆる災害補償法の範囲内の六〇%だけでやつておるわけですが、民有林で働いておる労働者の処遇改善について、林野庁はどんな具体的な取り組み方をしたのか、具体的に処遇改善に取り組んだ事例があれば、御報告を願ひたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 国有林の場合ですと、白ろ病になりました場合の補償というものは徐々に改

善してまいりまして、いまでは全額補償いたしておりますが、民有林の場合におきましては、そういう制度はまだないわけでございます。そこで、そういう点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、民有林におきまして白ろ病対策につきましては労働省が所管官庁ではございませうけれども、こちらのほうからいろいろとその実態について御説明もし、あるいは国有林との比較等においてさらに改善をしてもよろうに要請もしながら、労働省とともにその改善策をとってまいりたいと思つておるところでございます。四十九年度の手算措置といたしましては、新しくそういう予防のための訓練施設というふうなものを設けたといふところでございしますが、今後もういった点につきましては十分に改善強化してまいりたいといふふうに考えております。

○井上(農)委員 国有林の労働者のほうに、林野庁という一つの機構の中で把握しておるわけですから、民有林の労働者については、そういうふうな把握の機関というものが、把握の方法というものが非常に不明確である。民有林で働いておる労働者を何とか把握して、その処遇改善をはかるための具体的な措置がとられるような体制というものが、法的にもあるいは機構の面でもできないものかどうか。そのことは政策的なものだと思ひますから、政務次官の御見解を承りたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 現在のところ、機構の面におきましては、民有林労働対策は、森林組合の中であつて、そういう班を設けて実施いたしております。と申しますのは、民有林の労働力の基幹的なものは森林組合の中におきまして、その労働班でございまして、森林所有者でありながら、かつまた山の仕事に従事するといふふうなことも内容としておるものでございします。そこを中心として、現在のとおりいろいろな施策を講じてまいつておるところでございますし、また、そうしてまいりたいと思ひます。

○井上(農)委員 いや、いま地方自治体の中では、林務課とか森林労働課とか、いろいろなもので民有林の関係をやつておるわけですが、林野庁の中で、森林組合あるいは民有林で働いておる労働者の問題を行政的に把握して指導するような機構というものがとられないものかどうか。あるいは、この森林法の改正あるいは森林組合法の改正等の機会に、そういう民有林労働者の身分を法的に守るような法の改正の手だてはできないものかどうか。これは、私はしろうとでありますから、専門家の林野庁の長官に、そういう措置がとれるなら、そのことについての取り組みをしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○福田(省)政府委員 ただいま、しばしば申し上げましたように、特に民有林の労働力対策といふことに重点を置いてまいらなければなりません。そうしたいと思つておるわけですが、その行政につきましても、労働省、労働省と申し上げておりましたけれども、労働省だけにお願ひして林野庁は何もしないといふわけじゃなくて、林野庁におきましても、いま申し上げた森林組合課の中でそれを中心にやつておられますけれども、なおまた、最近こういった林業労働力につきましても、いろいろな改善策を検討するために、林政審議会の中にその部門を一つ設けて御検討願つております。そういったことの結論を得ながら、御指摘の線に沿つて、具体的にそういった施策を樹立したいと思つております。

○井上(農)委員 政務次官、お目ざめですか。お目ざめなら、ひとつ質問いたしますが、いま、日本山を守つていくためには何と申しても労働者が大切であるといふこと、これはだれも常識として考えておることだと思ひますが、国有林の労働者は、いわゆる林野庁というわけではな役所があり、そしてまた全林野という組合があつて、いろいろ労働条件の話し合いをしていく。ところが、民間の民有林の労働者のそういう労働組合的な組織の率というものは非常に低いし、経営者もばらばらである。それを森林組合で一つの集約をしておるといふ面もあるわけですが、それ

も、それにしては不十分だ。だから、その労働条件の改善向上をはかるために、そういう民有林の労働者の実態を把握し、指導するよう一つの行政組織というものが林野庁の中でも不十分なようだから、それについての整備と、そしてまた法的にも、森林法なりあるいは森林組合法の中にそういう労働者の身分関係を明らかに位置づけるような措置がとれないものかどうかお教えを願ひたいといふことで、いま、林野庁の長官に答弁を求めたわけですが、そうすると、林野庁の長官は、林政審議会の答申の経過等も待つていふふうなお答えでありましたが、やはり、これは政治的にかなり強力にバックアップしないと、労働者の問題は労働省だからとか、あるいは医療関係の問題は厚生省だからといふようなことは、山を守つていく役所としての林野庁としては非常に弱いと思ひます。そういう点については政務次官としてはどう考えて、いまの林野庁長官の御意見をどうバックアップをされるか、見解を承つておきたいと思ひます。

○渡辺(農)政府委員 御指摘のように、労働者の確保といふことが非常に重要な問題で、今後の林政の振興上も欠くことのできないことでありますから、いろいろな面で労働者の問題は考えていかなくてはならぬ。したがって、特に、その安全問題あるいは補償の問題、あるいは待遇の問題等いろいろございしますが、全体的な問題として関係各省とも十分連絡をして、林政審議会にもはかつて、万全を期していくようにしたい。役所の仕事はどうしてもおそれいふ御指摘がありますから、これはわれわれのほうからも督促をして、なるべく早く結論が出るように努力をしてまいりたいと思ひます。

なお、私は寝てはおりませんでしたから、ひとつよろしく願ひいたします。

○井上(農)委員 日本の山林面積の中で、民有林が圧倒的に多い。その圧倒的に多い民有林のいわゆる監督、指導、助成をしていく体制としては、林野庁のいまの機構の中では非常に不十分だと私

は思うのですが、これは政務次官は十分だとお考えになっておられるのか、その見解を承っておきたいと思ひます。

○渡辺(美)政府委員 民有林に対する指導というものが足らぬんじゃないかということですが、これは、われわれも、森林組合などから、林野庁は国有林野庁じゃないか、民有林のめんどう見が足らぬというふうなおしかりをちょいちょい受けておったのでありますが、私は現在で十分だとは思つておりません。今後、国有林の問題については、木の伐採という点についてかなりの制約を国有地が受けるというふうには私は考えておりますが、したがって、里山の再造林の問題をはじめ、どうしても民有林において生産を高めてもらわなければならぬ仕事が多いのでありますから、今後、この森林法の改正を通して森林組合の内容を充実をしながら、一そうの民有林の指導あるいは助成を強化してまいりたいと、かように私は考えます。

○井上(泉)委員 そこで、国有林の労働者の問題に返るわけですが、いまの国有林の労働者の身分関係、その待遇関係、これは予算委員会でも稲葉先生からずいぶん論議をされ、指摘をされた問題ですが、常用作業員、定期作業員、そして臨時作業員というふうな形で労働者が区分されておるわけですが、たとえば定期作業員にいたしまして、この定期作業員がなかったならば山の維持、管理、経営というものはとても成り立たないわけですが、しかも、この定期作業員の人たちは平均して十年も勤続をしておる。十年も続いている。そういうふうなものが早く解消する解消すると言ひながら遅々として進まないわけですが、こういう常用作業員あるいは定員内の職員に繰り入れるとかいうようなことは、山で働いておる労働者の身分安定の上で不可欠なことだと思うわけですが、具体的にいつごろまでにこういうふうな差別的な労働条件というものをなくするつもりであるのか、長官の御説明を承りたいと思ひます。

○橋田(省)政府委員 定員内の職員と定員に入っていない定員外の職員と、御指摘のように二種に分かれておりまして、同じ国家公務員ということでありながら、その処遇には差があるわけでございます。特に、定員外の職員の中で常用の作業員が約一万七千人くらいあるわけでございますけれども、この処遇につきましては、従来その改善に努力してまいつたところでございますけれども、その内容を見ますと、まだ不十分な点があるわけでございます。

また、御指摘の定期作業員につきましては、基本的には、できるだけこれを常用化する方向でいろいろとその対策を講じてまいつたところでございます。たとえば申し上げますならば、いろいろな職種を組み合わせてそれを実施する。伐採事業と造林事業と、それぞれ季節的な差がございますので、それを組み合わせることで常用化をはかる、あるいはできるだけ地域間の流動化に応じてもらうという方法をとってその常用化につとめるということにいたしました。昭和四十九年以降約一万一千名の常用化をしたところでございますけれども、全面的な常用化ということについては、林業のいわゆる季節性というものの制約もございまして、まだ困難な状態になっておるところでございまして、常用作業員も約一万七千名おるわけでございます。

これらの問題を踏まえまして、昭和三十六年に決定されました閣議決定の常勤化防止の關係に基づいていろいろな各府関係省庁間の統一見解が昭和四十六年に出されたのでございますけれども、これらの問題につきまして、その結論を得るために、各省庁間とさらにこの検討を進め、積極的に林野庁のほうからその具体的な案を提出しまして、早期にこの問題の解決をはかりたいというふうな考えでおるところでございます。

○井上(泉)委員 白ろう病の關係のことについて、十二人のものはまだできないわけですね。私の質問の持ち時間がなくなるので、なるべく早くうちに出してもらつたら非常にありがたいですが、それはいただいたときに質問することになります。

同じく労働災害として、腰痛症というものが大きく山林労働者の中で問題になっておるわけですが、この腰痛症の問題について、いま林野庁としてはどうお考えになっておられるのか、御説明願つておきたいと思ひます。

○橋田(省)政府委員 白ろう病に次ぎまして、最近腰痛の問題が出ております。特に、この腰痛の現象というのは、定員内職員の事務職を行なつておる者にもございまして、あるいはまた、現場においてそれぞれ作業に従事しておる人にもあるわけでございます。腰痛の訴え者の比較的多いのは、主としてトラクターの運転とか、あるいは集材機の運転とか、そういう機械作業に従事している人の中に訴え者が多いという傾向が見えておるのでございます。

これにつきましては、公務災害という原因がはつきりしたことによつて起きた腰痛につきましては、それなりの措置を法的にとれるわけでございますけれども、原因のはつきりしない点で腰痛が起きたという現象につきましては、診断については非常にむずかしい問題があるわけでございます。今後、腰痛の問題につきましては、なお一そう検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○井上(泉)委員 腰痛症を訴える者は、重機械を取り扱つておる者にほとんど大半が出ておるのですね、原因がはつきりしておるわけですから、その原因がはつきりしていれば、その結果に対して国が対策を立てるのは当然であるわけですが、その原因がまだはつきりしていない面があるということであるのか、まだ十分その原因を究明していないというのであるのか、どうですか。

○橋田(省)政府委員 腰痛につきましては、もう少し詳しく申し上げますと、外傷、それから既往症の疾患、それから退行変性、要するにこれは老齡化によるものですが、それから内科的な疾患、それから失天性の偏奇などの原因と、それから職場環境あるいは作業条件、日常生活、それから身体的条件など、そういった相關關係によつて発生

されると言われておるのでございますけれども、災害性の腰痛につきましては、外傷等によつて発生することが多いので、発生原因の究明、それから公務との因果關係を明らかにすることは比較的内容でございまして、非災害性の腰痛につきましては、外傷等の明らかな判断資料がないために公務上の認定ということとはきわめて困難な問題なのでございます。

国有林野事業に従事しております職員について行なつた腰痛に関するアンケート調査によりまして、腰痛の訴え者は事務系統、技術系統を問わず発生しております。いま申し上げた自動車運転手、それからトラクター運転手等に多いという調査結果があるのでございますが、特定の業務に従事するという理由でもって腰痛を職業病とすることは非常にむずかしい問題でございます。個々のケースについて、各種の判断資料を総合的に検討して公務上災害の認定を行なつているところでございます。

○井上(泉)委員 腰痛症にいたしまして、また振動障害にいたしまして、やはりこれは一つの仕事の中から出たところのいわゆる公務災害ですから、この公務災害に対して十分な手当を加えるのは当然である、まして、退職したあとにおいてもこの振動病障害によつて苦しんでおる方に対してしかるべき措置を講ずるのは、林野庁としては当然のことではないかと私は思うわけですが、けれども、退職をした障害者に対しては、その当時の手当とかあるいはその当時の零細な年金とかいうようなことだけで、生活保障的なものは何もなされていないというところは問題だと思ひます。その退職をした者に対する補償的なものは訴訟までして争わなければ林野庁としては考えられないものかどうか、その点の見解を承りたいと思ひます。

○橋田(省)政府委員 退職した場合におきましては、そのときの公務災害の補償の百分の六十という制限が現在のところあるわけでございます。一〇〇%ではございませんので、遺憾な点ではござ

います、そういった状態でございます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○井上(泉)委員 たとえば、これは損害賠償の請求事件において訴訟をいたしておる原告で、松本勇さんという方が、五十七歳で、伐木の造材所で三十二年三月勤務して、それで三十五万七千円退職金をもらって、おる。そして年金額は二十七万三千五百三十五円、この二十七万三千五百三十五円、白ろう病の治療もしながら、そうして苦しみながら生活をせよといつても、これは常識的に無理だ。人間ならこういう判断がつくと思うのですが、どうですか。これでも当然生活できるとお考えになるのですか。

○福田(省)政府委員 年金につきましては、いま御指摘の松本さんの場合は二十七万三千五百三十五円というわけでございます。ほかに休んでおる間の療養補償につきましては、国が直接支給しておるものでございます。

○井上(泉)委員 それは、長官、休んでおるときには補償するのはあたりまえで、何も恩恵じゃないです。休んでおるときに労務災害で休業補償を受けておるのを、何か特別の恩恵と考えておるのでしょうか。私どもはあなたの考えがわからぬが……。

○福田(省)政府委員 国家公務員災害補償法に基づいて一つの支給の基準でございまして、御指摘のように、全体的に見ますならば、いろいろと他と比較して問題点があるかもしれません。それらにつきましては、林野庁限りで決定できない問題でございまして、先ほど来申し上げましたように、林業労働者に対するこういったような問題につきましては、林政審議会の部会においても十分検討していただきたいと思いますところでございます。

○井上(泉)委員 たとえば松本さんにしても、三十二年三月勤務して、白ろう病にかかって、もう働けなくなつて、それで治療を受けておる間は補償は受けておつた。ところが、退職したら、その退職金と年金だけしかもらえないわけだ。そういう

う国の仕事をやつた結果受けた災害に対して、この二十七万三千五百三十五円の年金でこれから一生暮らして生活せよというのは、あなたは酷とは思わぬかどうか。それは非常に気の毒だけれども、法律で定めておるからしょうがないとお考えになるのかどうか、お考えを聞かせていただきたい。○福田(省)政府委員 二十七万円で、それで十分なんだ、法律で定めておるからしかたがないんだというふうには私は申し上げたくないのでございまして、最近のいろいろな社会情勢の変化によりまして、給与水準の問題であるとか、こういった社会保障制度に基づく給与の体系というものにつきましては、林業労働力の減少傾向の中においてきわめて重要な問題でもございますので、いま申し上げましたように、賃金水準の問題であるとか社会保障制度の問題等につきましては、基本的にこの制度改正については御検討を願つておるところでございまして、林野庁としましては、そういった意見を尊重しながら積極的に改善の施策を確立してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○井上(泉)委員 それは現在働いておる人、その人に対して考えておることだ。いま退職した方、つまり、白ろう病でどうにもならなくなつて退職した方が、今日やむにやまれず訴訟、賠償の訴えを提起しておる。なぜ提起をしたかといへば、二十七万三千円でこれからの老後の生活をしなければならぬのですから、これでは耐えられぬから訴えを起しておるわけだ。だから、そういう状態が生れておるといふこと、これはまことに気の毒なことだ。振動障害を起さぬように林野庁がもっと予防措置を講じてやつておつたら、この人たちにそんな障害を与えずに済んだのに、そしてまた、五十七でかりに円満退職しても、その人はどこでも働けるのに、振動障害で手がしびれて、まっ白くなつて、働けなくなつておる。まことにこれは気の毒なものだ。こういう考え方というものは生まれないですか。林野庁のやり方が悪かったためにこういう障害が起つたのだ。

いまは予防措置を講じておるから発生率が非常に低下しておるわけですから、これから先のことで現在受けておる者と区分して問題を考へていただくのではなくてはならぬわけですからね。○福田(省)政府委員 ただいま一般的な今後の対策についての私の考えを申し上げたのでございましてけれども、御指摘の問題につきましては、当然皆さんがこれは御不満で訴えを起されたというところは私も十分わかるところでございまして、これにつきましては、裁判の結果を待ちまして、それを尊重して措置していかねばならぬというふうに思っております。

御指摘の点は、確かに、予防関係についての措置が十分であつて、その結果こういつた白ろう病という現象が出なければよかったわけでございますが、すでにこういつた現象が出たということに對して、過去におけるそういう指導行政の抜かりがあつたことは私も十分反省しなければならぬと思つておるところでございます。

○井上(泉)委員 それでは、率直に、端的に申し上げまして、こういう国有林野で働いておる労働者に対する国の措置が不十分であつたがためにこういう振動障害を起こして、退職して、たとへばこの中の下元一作さんなんかは十三年八月月働いて、退職金は二十八万四千円、一時金は二十万二千円もらつて、そうしてあとは手がしびれて動けない状態に置かれておるわけですから、だから、この訴訟というものはやむにやまれぬ訴訟だと思ひます。その裁判の結果に對して従わなければならぬという見解を披瀝されたわけですが、これは私は当然だと思ひます。そういう気の毒なという気持ちの中に對処されておるなら、やはり、裁判の結果が出たらそれに従うというところは当然だと思ひます。そこで、これは問ひ詰めるようですけれども、裁判の結果が出て損害賠償しなければいかぬということになつたならば、これは先の話ですけれども、控訴とかいろいろなことはいらない、ということの約束ができるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○平松政府委員 判決が出ていない状態において、判決が出た際に控訴をしないという約束をするという話でございましてけれども、私どももいたしましては、長官から私どもの気持ちは申し上げたところでございましてけれども、判決の結果がいかがであれ、判決の理由によつては、私どもとしてはやはり控訴せざるを得ないという面もございまして、控訴をしないというお約束はいたしかねるものでございましてけれども、ただ、長官からお話しを申し上げましたように、私どもとしては、誠意をもつて解決に当たりたいという気持ちを持つておることだけ申し上げておきます。

○井上(泉)委員 林政部長がこれの担当だとするのなら、あなたに聞いておかぬといかぬです。あなたの件なんですからね。

あなたは、こういう状態で、つまり、白ろう病にかかつてもう働けなくなつて、そうして、たとへば下元さんのように、二十八万四千円の退職金と一時金二十万二千円、合計して約五十万円ぐらゐの金で、五十歳の年で仕事から一切去らなければならぬ、労働から一切去らなければならぬ、そしてあとは非常に暗い生活を送らなければいかぬというふうなことになる。林野庁がもっと振動障害を起さないような配慮をしておつたら問題はなかつたなという反省はないですか。

○平松政府委員 私の所掌であるからという先生のお話でございましてけれども、たまたま法律問題になつたものでございまして私が答弁に立つたわけでございまして、国有林の労働者の問題については職員部で所掌いたしておりますけれども、いま先生のおっしゃるような形でのお話し、そういう点につきましては、私どもも十分御同情申し上げておりますし、また、私どもがはたして十分な配慮をしておつたかどうかということについては大いに反省をする必要があるというふうにご考へておるわけでございまして。ただ、先ほど長官からお答えを申し上げておりますように、白ろう病にかかつて方々でやめられた方、そういう方々に対する年金なり何なりというものの適用と

いうことにつきましては、林野庁だけで処理ができる話ではございませんで、関係各省との協議ということも要りますので、私どもとしては、いま先生の御指摘のようなことを頭に置きまして、できるだけ前向きで検討をしてみたい、そういうふうに考えております。

○井上(泉)委員 時間的な制約がありますので、あまりくどくと申し上げることは遠慮しますけれども、たとえばこの下元さんのようなことについては——これは政務次官です。政務次官、あなたは政治家ですからね。この下元さんが十三年働いて二十八万四千円しか退職金がもらえぬ、二十万しか一時金がもらえぬという状態で、これはもう一生仕事からほうり出される、いわゆる労働もできないという状態について、どうですか、非常に気の毒だという感じを抱くのですか。

○渡辺(美)政府委員 私は、あなたの御指摘になった個別案件についてはいろいろな事情がありましようから、詳しくはわかりません。わかりませんから、個別的なことにについてはお答えできませんが、一般論として私が思うのは、白ろう病と認定されて、年間二十七万円程度の年金で暮らせということは非常にお気の毒である。これは事林野庁だけの問題ではなくして、業務障害等で退職をされた方等に対する年金制度の問題あるいは補償制度の問題等は、福祉国家を目ざす日本として、もっともっと充実をさしていかなければならぬ、そういうふうに努力してまいりたい、かように考えます。

それから、裁判の問題であります。これはあなたのおっしゃるように、私も二、三そういう事例を知っております。役所は官費で裁判をするのだからいつまでも裁判をやるかもしれませんが、原告のほう、民間のほうは私費でやることではありますから、十年も十五年もやられたら、そのうちに死んでしまふというふうなことになるのであつて、そういうことはメンツにとらわれる必要はない、やはり謙虚に反省をしてみ、裁判の決定が正しいと思えば、控訴する権利があるから控訴をするというふうなことは絶対にやめるべきである、内容によつてそれは控訴すべきものであつて、ただいたずらに控訴すればいいのだ、それで責任者が退職するまで裁判をやつていけばいいんだというふうなことはあつてはならないことだ、かように私は思います。

○井上(泉)委員 私の質問は終わりますけれども、これはまた次の機会にこの措置についていろいろな観点から御見解を承つておきたいと思ひますけれども、要するに、山というものは、労働者があつてこそ山が守られておるといふ理解とか、認識というものが、これがどうも林野庁は不足をしておるようには私は思うのです。何ほ日本が山国であつても、その木は自然にほうつておいてどうこうなるものじゃないですから、山で働いておる者が安心して働けるような労働条件を、これは国有林あるいは民有林を問わずやらねばならぬわけですが、それについて非常に消極的だ。労働災害にいたしましても、これは労働者がやることだからというのではなしに——補償関係は労働者がやることであるけれども、たとえば国有林の中で働いてる白ろう病患者、これが白ろう病で認定を受けた者が一〇〇%の補償を受けるならば、それと同じように民有林で働いておる労働者にも一〇〇%の補償を受けるように労働者のほうでも考へて指導してください。そして、これを統括しておる森林組合、大団山持ちというものはかなり経済的に強い者ばかりですが、そういう方に対して、やはり、振動障害を受けた者には六割という補償とかいうことでなしに、これを行政指導するとかいうような措置というものを打ち出していくべきだと私は思うのです。そういう点について林野庁の長官の御見解を承つて、私の森林法に関する一部の質問を終わりたいと思ひます。

最後に、委員長にお願ひをしたいと思いますけれども、この白ろう病、それから腰痛症、これが山で働いておる労働者のいまの最大な課題だと私は思ひます。森林法及び森林組合法の一部改正のこの法律を採決するにあつて、私は、この問題につ

いての委員会としての調査なりあるいは方法というものの具体的な意思統一なり、そういうふうなものを取り計らつていただきたいということ、その前段の事項としては、そういうけさの北海道の振動病の患者の訴えとか、あるいはまた高知県にある振動障害者の悩みとか、そういうふうなものについての現地調査を、この法案を上げる前にして、理解を深め、そしてそれに対する対策を打ち立てていきたい、かように私は思ひます。

いろいろと日程の関係もあらうと思ひますけれども、まだそれだけの調査をする時間的なものは十分あらうと思ひますので、理事会等ではかつて、その措置をお考えになつていただきたいということとを要望して私の質問を終わりたいと思ひます。

それそれ御見解を承つておきたい。

○福田(省)政府委員 先生の御指摘のように、林業の問題は、いろいろ国有林、民有林を含めまして、ただいまその改善計画に鋭意努力しているところでございますけれども、中でも、やはり基本的な問題は、その山で働く人たちの環境をよくしてあげるといふことが一番大事な問題であらうと思つております。従来、その点に關しましては、それぞれ関係官庁等ともよく連絡をしまして、い

たしております。御理解を願ひたいのは、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案は前国会からの継続審査になっておるのであります。しかも、閉会中には、この法案に基づいて実質的な委員会調査も行なわれておるわけでありまして、そして、本日と明日でいよいよ質疑終了をして採決にしようという理事会の決定にもなつておりますので、この法律案と結びつけてただいまの御趣旨の問題

を取り扱うことは、はたしてどうかと思ひます。これは検討する余地がありますが、ただ、労働災害問題について十分に現地調査をする必要があるというならば、理事会と相談の上そういう日程をつくることを相談することにやぶさかでないと思ひます。この際、午後一時再開することとして、暫時休憩いたします。

午後一時再開することとして、暫時休憩いたします。

午後一時十五分開議
○山崎(平)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林孝矩君。
○林(孝)委員 森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に關して質問いたします。七十一国会にすでに質問をしておりました。それに関連しての質問、また新しい問題としての質問、大体三点にしばつて、重複を避けながら質問したいと思ひます。

まず最初に、この森林法の改正に關して、当委員会でもつて国政調査を行いました。そのときにいろいろ現地の事情というものを伺つてまいりました。特に、森林法の改正とともに、現地で非常に強く要望しておつた中の一つにマツクイムシの問題があつたわけでありまして。そこで、その問題をまず最初にお伺ひしたいと思ひますが、時間が限られておりますので、質問も簡単にします。答弁も明確に、簡単にお願いしたいと思ひますが、マツクイムシによる全国の被害件数、被害量、被害額がどうなつてゐるか、国有林、民有林に分類して説明願ひたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 国有林につきましてはこれを見ますと、四十五年は八万九千立方、四十六年は十萬五千立方、四十七年は十二萬三千立方、四十八年は十二萬五千立方というふうになつてまいつております。民有林については見ますと、四十六年

が四十万立方、四十七年が六十一万五千立方、四十八年が六十七万立方メートルというふうなふえておられます。これを合わせまして全国の被害総量を申し上げますと、四十五年が三十九万立方、四十六年が五十万五千立方、四十七年が七十三万八千立方、四十八年が七十九万五千立方というふうになっておりまして、これを被害額にいたしますという、四十五年が十八億円、四十六年が二十一億円、四十七年が三十一億円、四十八年は見込みでございますが、四十億円というぐあいになってまいっております。全国的なトータルではございますけれども、この中で特に被害の大きい県を申し上げますと、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県でございます。特に瀬戸内海周辺、九州全県というふうな状態になっております。

○林(孝)委員 いま御説明がありましたように、被害が非常に増加しております。この原因についてもうすでに研究の結果が発表されました。そのときに、当委員会におきましても、同僚議員から質問がございました。林野庁長官は、原因がはっきりしたものであるから、必ず減るという確信を持つて減らすことができる、絶滅することができるといふ、そういう御説明をなさっておるわけでありまして、現実には非常にふえておる。そういう現実を見ましたときに、いまの状態ではたして駆除することができるとあるかどうかというのを、いま御説明のありましたところの、特に西日本、瀬戸内海周辺の府県におきまして非常に強く憂慮されておるわけでありまして、この点に關する長官の解答をお伺いしたいと思います。

○福田(省)政府委員 いま申し上げましたように、非常にふえてまいっております。その発生した原因の特に特徴的なことを申し上げますと、四十六年度以降、その年にありました台風の影響もありまして、増加したということが一つございまして、それから、四十八年度は西日本、特に瀬戸内海沿岸、九州地方におきまして、非常に高温で雨

が少なかったという異常気象の関係もございまして、被害が非常にふえてきたということが気象的な原因によるものであるというふうな考えられるのでございます。

いま先生の御指摘がございましたこの原因と申しましたのは、このマツクイムシのからだに付着しておりますところのマツノマダラカミキリというマツクイムシの一種がございまして、それに付着しておる材線虫、非常に小さい線虫でございまして、肉體ではなかなか見えにくい状態のものでございまして、これが何万というぐらいに、マツノマダラカミキリというマツクイムシについておつて、これが葉っぱを食ったときに、そこからこの材線虫が松の中に入つていって、それで水分の上昇ができないという状態になるわけでございます。そこから枯れる原因が出てくる。これが一つの原因であるというふうにお話ししたところでございまして、こういう原因がわかったので、これに對しましては、一つの薬剤防除の方法でもつてこれを絶滅する可能性がまず発見されたわけでございます。四十八年度から特にこの点について予防に關する予算を重点的に考え、四十九年度もさらにそれを増加するというふうにして対策を講じてまいっておりますので、今後はこれに對する絶滅を期して、強力な措置をとってまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○林(孝)委員 予算の面が出まして、先ほどの林野庁長官の答弁の中に、絶滅を期して全力を傾けるといふこととありますが、傾けられるという意欲は評価できても、具体的にその効果あるいは行動というものをはたして起こせるかどうかということに關して非常に心配であります。というのは、そのマツクイムシの防除について、すでに被害を受けてしまったところに対する手当てをどうするかという点に關して、これは民有林、国有林も含めて広域的にやらなければならぬことだと思つておりますが、その際に起こってくる問題は、一つは、所有者の同意を得るためにどうすればいいかということ。たとえば現行の防除法に

よりますと、森林資源の保護ということを目的としておるわけでありまして、その駆除は森林所有者に義務づけられておる。したがって、民有林の場合、特に、片一方ではその駆除というものは社会的要請になっておるわけでありまして、片一方では費用負担の問題が非常に重大な課題となつてあらわれておるわけでありまして、こうした両面を調整しながら、このマツクイムシを駆除するために対策を講じ、かつ実行していくかということになるわけでありまして、現在の段階では、それは非常に困難な、また、なかなかむずかしい点があるわけでありまして、たとえば、なるほど先ほど御説明がございましたように、被害は非常にふえておるわけでありまして、岡山県の例をとりますと、被害の増加というものは、四十六年は三万八千六百六十二立方に達し、四十八年は十六万立方という、そういう形に被害が発生しておるということとあります。ところが、それに対する補助というのを見ますと、国が六分の二、県が六分の一、その他六分の三で、これはその他の森林所有者ということになるわけでありまして、現実問題として、被害地というものは自然環境の保全という面からきわめて重要な地位を占めておるわけでありまして、したがって、社会的な経済的な理由から考えても、そういう立地条件は非常に保全をしなければならぬし、保護をしなければならぬ。そういうところから保護をしたいという気持ちがあるわけですが、県だとか市、ましてやその他の森林所有者の段階になりますと、その経費負担というものはきわめて困難な状況になっておる。そこで、国で定められておりますところの、国が六分の二、県が六分の一、個人が六分の三というこの負担の率も、現実の問題として現場でどうなつておるかといふと、県の六分の一を何とかかさ上げをしなければ、個人負担というものは、とてもではないけれども、それはまかなえない。そこで、県の六分の一はそのままにして、市町村を六分の二という負担率に置きかえて駆除を進めておるといふのが現状なのであり

ます。こういうことが実際行なわれておるわけでありまして、財政的な負担というものが下部構造に進むに従つて非常に大きくなっておる。いま、たとえばこのマツクイムシ駆除に對して、四十九年度予算でどのような措置を講ぜようかとされておるかという点が一点と、そして第二点目は、そうした個人の所有によるところの森林と、それから国有林、こういう民有林と国有林とに分けて、両面にわたつて広域的な駆除をしなければならぬという性質上、財政負担というものを對する根本的な姿勢というものを確立しておかなければ、今後の協力というものがなかなか得られないのではないかと。そのような心配をするわけでありまして、この点について、この際明快な答弁をお願いしたいと思つておるわけでありまして、

○福田(省)政府委員 第一点の予算の点について申し上げますと、四十九年度におきましては、防除方法に、一つは予防の事業がございまして、これは薬剤散布でございまして、四十九年度は三億九千六百万というところで一応御審議を願つておるわけでございますが、四十八年度に對比しますと、約二八四％で、約三倍近くにふえておるわけでございます。一方、立木の駆除、つまり、すでに被害にかかつて枯れておるものを駆除する経費でございまして、これが五億一千一百万で、これは四十八年度予算に比しますと、一四四％になっておる。これを合計いたしますと、四十九年度が九億七百万円、四十八年度に對比しまして、一八三％と、約倍に近い予算を計上しておるものでございます。

なお、いま御指摘のございましたそれぞれの負担の割合でございまして、一応私たちがこれに對する対策として考えておりますことの、内容を申し上げますと、第一は、被害木の伐倒の駆除の場合でございますが、この場合には、被害木の径級やあるいは地理的な条件などによりまして利用ができないという場合、または保安林などで重要な制限林の場合、こういう場合には国庫負担を三分の二、県負担を三分の一としておる

のでございます。

次に、利用ができる場合、この場合は、これは販売できるわけでございますので、その御本人にも負担を願っておるということでございまして、国庫負担が六分の二、県負担が六分の一、森林所有者が六分の三というようにいたしております。なお、薬剤のいわゆる予防という場合には、国の負担が四分の二、それから県負担が四分の一、森林所有者の負担が四分の一といたしておりますが、国営で防除をするという場合におきましては、全額国庫負担ということにしているわけでございます。

御指摘のように、個人的な負担をすることをたてまえといたしておりますが、しかし、森林の取り扱いについては、公益的な機能が重視されている現在、全部個人の負担にするということは、これはなかなか問題があるのじゃないかという御指摘もございまして、同時に、実勢価値と非常に離れていくという問題もありまして、実際は個人負担というものの対しては市町村が肩がわりするとか、あるいは県がその負担をかき上げて持つていくという場合があることを聞いておるのでございます。特に、先生の御指摘の岡山県の場合におきましては、先生の問題があるということを承知いたしております。この点につきましては、できるだけその負担が国の助成によって緩和できるように、関係省庁ともその対策について協議いたしておるところでございます。

○林(孝)委員 政務次官が来られましたからお伺いしますが、いま議論しておいたのは、マツクイムシの被害というものが非常に増大しておるので、それに対する解決のしかたとして、原因がはっきりしたということで、それを絶滅するためにどうしたらいいかという点が一つです。それから、その予防事業とか、あるいはすでに被害にあっているところに対する薬剤散布等によるところの駆除のしかたがあるわけでありまして、国有林、民有林というふうになっておって、非常に広域的な駆除のしかたをしなければならぬわけであり

ます。民有林の場合に、個人負担ということが現行法で義務づけられておるわけでありましてけれども、そのような考え方で進むとしますと、非常にお金がないもので駆除できないというような問題が現場で起こっております。いま、林野庁長官からそれに対する考え方の概要が述べられて、前向きにそれを解決するために検討しているということでありまして、政務次官としての、こういう問題に對する考え方ですね。いわゆる公害だとか、あるいは災害だとか、人為的なものではなしに、自然現象によるところのそういう被害を考えた場合、これを個人で負担するということは非常に酷である。個人が空中散布をやるなんていうことはなかなかたいへんなことでもありますし、この際発想を転換して、技術的に考え直す必要があるのではないかと、したがって、現行法の改正というものの、法律でもってそれをきちっと明確にする必要があるのではないかと、これが私の提案でありまして、政務次官の考え方を伺いたいと思っております。

○渡辺(美)政府委員 まことにけっこうな御提案だと私は思います。御承知のとおり、四十八年度は、西日本、特に瀬戸内海沿岸、九州地方におきまして、高温多雨等の異常気象というようなことから、特に被害がひどかった。そこで、農林省としても、ともかく緑を守り、森林を守っていくというためには、この大敵であるマツクイムシはもう徹底的に防除しなければならぬと考えております。特に、その防除の対策としては、最近の研究の成果から考えまして、春に薬剤予防を実施することのほうで非常に効果があるというふうなことがわかってきたものですから、マツクイムシがつく前に、ある特定の地域を定めて、そこで空中散布等の防除作業を行なう。そのための予算といたしまして、四十九年度は、大体面積で二・五倍になりますか、四十八年度が五千六百八十ヘクタール、四十九年度は一万二千ヘクタール、予算では三億九千六百万、大体去年の三倍程度の予算を計上いたしております。そして、個人で飛行機を頼

んでやることはむずかしいんではないかということも、全く私もその通りだと思っております。そこで、森林組合等がそういうふうな面積については事業主体に当然なってくる。それに対して個人でその費用をみんな持つてということも、これもたいへんなことだと私は思います。そこで、ともかく国庫の助成というものをさらに強化する。いまのところケース、ケースによつてみんな補助率が違いますが、これは非常に公共的な伝染病の予防みたいなものでありますから、補助率を高めていくことがいいだろうと私は思う。ただ、マツクイムシから財産を守つてやるということは、結局、裏返しに言えば個人の財産を守ることにもなります。個人でも何百ヘクタールも持つていられる人もあるし、五十ヘクタール持つていられる人もあるし、あるいは一ヘクタールの人もあるし、いろいろございまして、一律に、たくさん持つていられる人まで全部国で財産をみんな見てやるというのはいかぬものであるか。そこらの点もございまして、方向としては、そういうふうな伝染病に対して国の補助率を高めるといふことは大賛成です。したがって、それは前向きで、あなたの御趣旨に沿うように今後も努力をしてみたいと思っております。

○林(孝)委員 もうちょっと発想の転換をしてみたいところがあるのですがね。それはどういうところかと申しますと、現行の防除法では、いわゆる自然環境ですが、その山林を持つておる人が、所有者が、資源保護という立場から、自分で保護しなければならぬという義務づけの思想になつておるわけですね。ところが、個人を守ると言いますけれども、もし守れなかった場合に、やがてそれは大きく広域的なマツクイムシによる被害という形になって発展することは、これはもう間違いないわけでありまして、当委員会でもって調査に行つたときも、これが去年の状態です、ことしはこういうふうになりましたということを言っていました。その対比をした写真を見ますと、一

年間で膨大な面積に被害地が及んでおる。そういう薬剤散布した場合は、これは今度は逆にこういう形になりましたというカラー写真で示されたわけでありまして、個人を守るといふことは事実でありまして、個人を守るといふことは事実でありまして、個人を守ると同時に、それを守ることが結局その地域全体を守ることにつながつていくのでありまして、そういう点を考えますと、やはり最終的には社会を守ることであつて、全体を守ることに通ずると、こういう考え方の発想を私は申し上げた次第ですが、いかがでしょうか。

○渡辺(美)政府委員 大乗的な見地から、そういうふうな考えは一つのりっぱな考えであると私は思います。しかし、個人の財産というところで、国が全部守つてやつて、その義務を負担を全然しないというの、自分の財産を守り、自分の所得がふえるのですから、そういうことを森林だけでやれば、それじゃたばこや煙の病害防除も全部国がやり、全部国で金を出さかといふと、そういうところまではたばこでもいってやりませんので、山でそれが非常に広がるという場合には、大臣名で義務的に災害防除をやらせるといふこともいふ法律でできるのです。問題は、要するに、薬剤散布をやつてその病源体を断ち切れば、病源体といふのですか、マツクイムシを根絶させれば目的を果たすのですから、それが第一義であつて、その金をだれが持つかというの、まあ二番目の話になつてくるのではないかと。したがって、あなたの言つておられるように、個人の財産を守つてやること、がひいては国家社会のためになることだということとは、その点においては、まさしくそのとおりだと私は思います。しかし、これは極端なことでは、例としては適当ではないかもしれないが、たとえば大山林地主の山の消毒を全部やつてやつて、一つもそこから費用をとらないのだ。その財産がなくなることは国家の財産の損失だということでは、それは間違いない。そこまでは間違いない。だけれども、一つも費用をとらないで、国が全部

めんどうを見るということについては多少抵抗を感ずるものですが、そこらのところのかね合いをどうするか。いずれにしても、一般的な考え方としては、そういうふうな病虫害というものの退治には国費で大部分を負担してやるというのがけつこうなんで、私はそういう方向で今後も努力してまいりたいと思います。

○林孝委員 それでは、次に伺いますが、七十一国会でこの森林法の改正に際して質問をし、そしてすでに一年を経過しようとしているわけでありまして、その後の事情の変化と、さらに農林省のサイドでの事務の進行というものもあると思いますので、確認の意味から二、三質問をしたいと思ひますが、一つは、保安林整備臨時措置法であります。昨年の当委員会での答弁を総括してみますと、大体三月三十一日で有効期限が切れることになっておるわけでありまして、それまでにどういう方向で、どのような内容で、この有効期限の切れる法律をどうするかということが前国会でも議題になったわけでありまして、その内容に關して具体的に説明をしていただきたいのが第一点。

それから、その内容の中に、保健保安林の制度の導入という意向が示されておるわけでありましてけれども、この保健保安林の制度の導入ということによってどれだけの予算が必要になるのか、具体的に説明をお願いしたい。これはもう一つは私権の制限とかね合いがありますので、この保安林整備臨時措置法と私権の問題に關してどういふ見解を持っておられるか、こういう点について伺ひたいと思ひます。

それから、時間がありませんので質問を先に続けて行ないますが、昨年の六月に、林野庁のいわゆる保安林解除の問題、特にゴルフ場開設に關する保安林解除の問題について通達を出されておるわけでありまして、現在の時点での、そのゴルフ場開設に關する保安林解除の申請状況と、また解除の内容と、もう一点は、この森林法がやがて法律となつて効力を発揮した後に於ける保安林解除

の扱い、この点について伺ひたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 保安林の問題につきましては、御指摘の保安林整備臨時措置法は期限が切れるのでございまして、この制度はぜひまた今後延ばしていきたくと考えておりまして、さらにこれを十年間延長する法案を別途御審議をお願いしたいと思います。その中で、特に今後保安林を拡大してまいりたいと考えておりますのは、水源涵養保安林であるとか、あるいは土砂流出、土砂崩壊などを防ぐための、そういった国土保全に關連する保安林の問題のほか、保健保安林というものを積極的に拡大してまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

それから、次に、昨年の三月、参議院の決算委員会におきまして黒柳先生から御指摘のございまして保安林内におけるゴルフ場の問題でございまして、この問題につきましては、六月の二十六日に通達を出しまして、四十七年度中に申請書受理したけれども、現地で県が受理したか、あるいはまた現地で県が具体的に指導中のものに限定いたしまして、一定の条件のもとに解除手続を進める。これに該當して、本日まで解除を予定しておりますものは、百数件ございましてけれども、わずかに八件でございまして、その条件と申ししますのは非常にきびしく制限しておるわけでございます。それで、これに該當するものはなかなかしぼられてくるわけでございますが、一つは傾斜二十五度以上のものは解除しない、それから全体区域に四〇%以上の森林を残す、それからホルとホルの間に二十メートル以上の森林を残す、それから治山事業を実施したあと十年以上経過しないと解除しない、それから代替施設、つまり防災施設でございまして、これを先にこなす、従来はそういう計画があればよろしいということにしておりましてけれども、必ずこれを行なわせる。それから地方森林審議会の意見を聞く、それから農地法その他法令の手続等を並行して進める、こういうふうな制限を加えておるのでございまして。これは保安林だけの問題でございまして。

も、普通林については、現在は何ら規制はないわけでございます。今度の森林法が通りました曉には、普通林の問題も含めまして、ゴルフ場はもちろん、宅地造成その他につきましても、一定の基準を設けまして、それでもって規制をしてまいりたいというふうにいま要求しておるところでございまして。

○林孝委員 第一点目の中で、保安林整備臨時措置法についてでありますけれども、改正内容の柱といえますか、そういうものについていま説明がございまして、その新しく導入されるという保健保安林の制度によって起こってくるところの影響について伺ひたいと思ひます。

一つは、その制度を導入することによってどの程度の予算が必要なのか。あるいは、これは私権との関連を申し上げたわけでありまして、たとえば税制の面でどのような影響を与えるものなのか。こういう具体的な影響について、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 実は、四十九年の予算の中でございますけれども、保安林の中で、いま申し上げました保健保安林をぜひ各県ごとに設定したい、そして乱開発を規制したいという要望が非常に強うございまして、知事会議等でもそれが提案されまして、慎重に検討されたいきさつもございまして、四十九年度予算の中におきまして、都道府県がそういう保健保安林を乱開発防止のために買うという場合におきましては、それに対して国が三分の一を補助するということをすでに入れてございまして。なお、保安林改良についていろいろな事業がございまして、それに対して二分の一の補助を考へるといふうちに、四十九年度予算の中に「考へる」と入れてあるわけでございます。そういうふうなことにございまして、保安林の規制を今後きびしくしてまいりたいというふうなことを考へておるところでございまして。

それから、税制につきましては、相続税の問題あるいは財産税の問題等につきましては、それぞれ免税あるいは減税というふうな措置を考へてお

るところでございまして。

○林孝委員 それから、その次に、国有林野事業の特別会計において、四十八年度の収支見通しをまず説明をしていただきたいと思ひます。それから四十九年度の国有林野事業の推定、この二点をお願いいたします。

○福田(省)政府委員 四十八年度の見通しについて申し上げますと、最近、新聞等にも発表されてございましてけれども、現金収支差におきましては五百億、損益計算におきましては六百十三億というふうな見通しになっておるのでございまして。これは昭和二十二年に特別会計が発足いたしましたから最大の収益でございまして、最大の利益になるわけでございます。過去において非常に大きかったのは四十二年でございまして、現金収支差二百十四億、損益百九十七億でございまして。しかし、この額は、過去三カ年の収支差の累計が大体五百億の赤字でございまして、それで大体埋まるという状態ではございまして。

なお、今後の経営の状態を考へますと、人件費率は七割になっておりまして、これは今後は、相当長期的に見ますとまだまだ心配な状態ではございまして。これが上昇しました原因は、経営改善その他一般会計から百億の治山費導入等もございましてけれども、大きな原因は、やはり、木材価格が四十七年の暮れから八年にかけて上がったというところが一番大きな原因なわけでございますので、そういう状態ではございまして、過去における赤字、今後における経営の状態を見ますと、決して樂觀を許さないという状態ではございまして。

四十九年度予算につきましては一応大蔵省に対して要求し、今後御審議願つておるところは、収支差につきましては百億の赤字ということでは要求いたしております。これはやはり一般会計から治山費について約百億以上の導入をはかった上での結果ではございましてけれども、国有林の経営の状態というものはまだまだ樂觀を許さない状態であることをつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○林(孝)委員 それでは、具体的に伺いたいと思いますが、まず、インフレによるところの土地価格の暴騰と建設資材の高騰、そして金融の引き締めということで、いわゆる住宅にしても、あるいはその他の建築にしても、一般的に考えられますことは、木材の需要が減少しているということだと私は思うわけでありまして。そういうように木材の需要が減少している中で六百十三億という収益が得られたということは、林野庁長官がお示しになっておられますように、木材価格が高騰しているということが大きな原因であると私も考えるわけでありまして。

そこで、この木材の価格というものに対して、国会における議論もいろいろと各委員会でもなされておるわけでありまして、非常に資材が不足しているという点が一点あります。それから、いまお話しがあったように高くなっている。特に、木材の需給状況を見ましても、非常にペースンテージは高いわけでありまして、価格も高い。こうした非常に高い価格の中で、昨日は、物価集中審議の中で、木材の輸入に関して、つくられた物価高というものが説明されたわけでありまして。そうした価格操作というものが一方にあり、そして、国有林野事業の中で六百十三億という黒字が出た。これも木材の高値ということが大きな原因になっておる。こういうふうになってきますと、国民感情として、物価安定に寄与してもらえないものかという素朴な感情が生まれてくることも事実なんです。ただ、ここに言われておりますところの国有林野事業の占めるパーセンテージが低いものですから、日本の木材価格に与える影響がどれだけ大きいことになってきますかと、そこまでコントロールするところまでいかないかもしれません。しかし、将来の展望に立って考えた場合に、この国有林野事業に関して、たとえば木材の備蓄という政策を導入して価格の安定に寄与するとか、その他のいろいろそういう価格安定政策というものがこのあたりで考えられてもいいのではないかとこの気がするわけでありまして。

が、そうしたことに關して政府の中では検討されておる事実があるか。あれば、その内容についてお示し願いたいと思います。

○福田(省)政府委員 一応、木材の需給あるいは価格、こういった安定対策というもののついていかなる考え方でやっているかという御質問でございますが、基本的には、昨年の二月に閣議で決定いたしました資源の基本計画、これは国内の森林資源をどのようにふやし、どのように整備していくかという五十年間にわたる計画でございますが、それに基づきまして、現在持っております蓄積二十億立方を将来は倍近い三十六億立方にふやし、それで供給量も倍ぐらいにふやそうと、簡単に申し上げるとそういう考え方でございまして。ところが、国内の需要は今後だんだんふえまして、ちょうどいま、一億の国民に対して一億立方メートルでございまして。一人当たり一立方メートル、世界水準から非常に低いのでございましてけれども、これがだんだんふえまして、将来は一億五千万立方ぐらいに需要がふえるだろう。木材の住宅に使われる率は下がりますけれども、総体の需要量はふえていく。紙ももちろんでございまして。ですから、そういう状態で五割ぐらふえまして。そうなりますと、六割の外材の比率、四割の自給率が現在でございまして、将来はそれを逆転しまして、六割の自給率、四割の外材比率と、こういうことに考えております。これはまあ長期的な一つのものの見方でございまして、短期的に見ますと、いま申し上げましたような、一昨年来の価格暴騰の原因がございまして。これはやはり需要が非常に伸びた。具体的には、金融の緩和によって住宅ローンの緩和が非常にで、それで住宅需要が対前年二割以上伸びた。二割以上伸びますと、過去の例を見ますと、非常に木材が上がっております。それが極端にきたということでございます。もちろん、流通段階におきまして、いろいろな仮需要等の問題もあったと思いが、基本的にはそういう背景があったと思うわけでありまして。したがって、四十九年度予算の

中で一つの備蓄計画を出してございます。これはただ、価格が急に上がった場合にすぐ放出できるようなものでなければならぬので、立木とか素材では間伐合いませんので、製材品と考えております。製材品の中でも、すぐこれを使え、しかも比率の高い、主としてアメリカ、カナダの米材を考えているわけでございます。それは柱とか土台に使いますもの、それから板のかわりに最近使われ出した合板、この二種類を備蓄いたしまして、価格の上がりましてこれにこれを放出し、平時はこれを備蓄しておくという考え方で、そういう機構を四十九年度に発足させることにしたのでございまして。そういう形の中で、将来は備蓄だけでは需給価格安定対策に一〇〇%なるとは私ども考えておりません。やはり、需給の安定対策というふうなものにつきまして、いま申し上げた国内の問題、海外資源の問題、いろいろ組み合わせまして、一つの法体系というものが必要だというふうに私は考えております。いずれこの点につきましては御審議願いたいというふうに希望しておるのでございますが、そういうものの中にやはり国有林材の問題も将来は含めて考えていく必要があるというふうに思うわけでございます。

ただ、先般価格高騰しました際には、国有林材の供給につきましては、だからといってすぐ増伐もできませんので、自然保護等を配慮していかなければなりませんし、基本計画に沿うていきますので、販売の時期を繰り上げるとか、持っていていすものを早期に放出するとかいうふうな販売措置は講じてまいりましたし、また、国内の資源の内容を見ますと、間伐材であるとか、そういうもののふえております。そういう間伐材の利用促進についてもいろいろ研究、くふうを重ねていくとかいうふうな対策を講じてまいるといふ予算も四十九年度考えておりました。短期的にはそういうふうな措置もとっていかなければならぬというふうに考えておるところでございまして。

○林(孝)委員 時間が過ぎておるようでありますが、最後に一点だけ、これは政務次官にお伺いしておきたいと思うのでありますが、今日まで、当委員会におきまして、いろいろこの森林法改正に関する質疑がなされてきました。そして、林野庁の行政の姿勢並びに具体的な政策等も盛られておるわけでありまして、一つは人口問題ですね。いわゆる労働人口の問題であります。林業に従事する労働人口の減少というものは、行政が拡大する方向にあるのに、逆比例してだんだん減少しておる。こういうことが顕著になっていくわけでありまして、これが解決されなければ、林野行政というものが大きな支障が必ず起ってくる。また、それを解決するためには、林野行政あるいは山林業務に対する夢というものが、希望というものがなければこれは増加しないわけでありまして、そうした根本的な基本的な考え方といえますから、そういう点について、いままぜ少なくなつたかという点ではもう議論されているわけですが、今度はふやしていかなければこれではできないわけですから、増加させていくためにはどうしたいかという点についての考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。この点を質問しまして、終わりにしたいと思います。

○渡辺(美)政府委員 山林労働者労働力の確保、これは非常に大事なことであります。そのために今回も森林法の改正案を出して、その中で、森林組合の強化あるいは合併助成法による合併による内容の充実ということを考えておるわけですが、これは、やはり、何と云っても、非常に待遇が悪いとか、あるいは非常に不安定な職場であるとかいうことなら、幾らかねや太鼓をたたいたってなかなか人が集まるわけはない。したがって、森林組合が労働者を編成して適正規模の組合になって、そして近代的な事業ができるだけの施設等も持つてやれるようになれば、労働者の編成というものはやりやすくなってくる。だから、大きな方向で言えば、やはり、森林組合を強化していくということが国有林における林業労働力を確保する上においての一番大切なことであらうと考えております。そういう点で、なるべく御審議の促進

をお願い申し上げます。

○林(孝)委員 終わります。

○山崎(平)委員 長代理 次に、米内山義一郎君。

○米内山委員 この法案について、米内山義一郎君の質問をしますが、その前に、この法案を見ても、これは言うなれば乱開発からどういうふうにして森林を防衛するかと、趣旨もありませんが、青森県はむつ小川原開発というものを進めておられるわけですから、この内容は、簡単に申し上げると、あそこ

に二百万バレルの石油精製工場をつくる。二百万バレルというものは、いまさら私から申し上げるまでもなく、年に直すと一億キロリットルという事です。昭和四十五年ごろの日本の総石油輸入量の半分、四日市の五倍半というような規模です。さらには、石油化学を年四百万トン、これは日本の総生産高が三百八十五万トンぐらいですから、これ以上のもの。さらには、火力発電一千万キロワット。よって、ここに五千ヘクタールの土地を買収しなきゃならぬ。まあ、こういうふうなことを中心にして第一次基本計画というものを

つくり、そして十一省庁会議というものが政府内部にありまして、四十七年の十月に、農林部内では、いまは構造改善局ですが、当時の農地局長がこの十一省庁会議に出るといふ仕組みになっている。これが一応開発計画というものを認めた形になり、そしてこれは閣議で口頭了解された。それを根拠にして山林原野ないしは農地の買収が進行中です。この中に国有林を含んでおります。開発地点の重要な部分に国有林があるわけですから、これは海岸に発達した砂丘の上に植林された保安林になっておりますが、これは国有林です。六十年ほど前に、当時これは皇室林野の財産でしたが、皇室林野でこれを自然環境を保全する意味で植林したのが、現在六十年余りの成木になっている。これが開発地域のまん中にあるんです。したがって、これも工業開発の中に当然含んでいられるわけですが、この辺の事情について、きょうの段階で――

林野庁としては当然これは売るか売らないかの問題があるわけですから、どの程度にこのむつ小川

原開発について内容を御存じであるかどうかをまず承っておきたい。

○福田(省)政府委員 どの程度とおっしゃいますという、私もあまり詳しくは承知はしていません。せんですけれども、農地局の時代から陸奥・小川原沼においてこういう開発計画が進んでおるんだという話が出てきて、その中に国有林も含まれておるので、その国有林の利用等については協力してもらおうようなことになるかも知れぬから、そのときにはひとつ頼むという程度の連絡があったのでございます。現在の段階におきましては、直接

林野庁のほうにはそういう話はございませんで、青森県林局に対して青森県のほうからその辺の事情について若干の問い合わせがあった、その辺の森林の実情について問い合わせがあったということとを営林局のほうから聞いておるといふ程度でございます。

○米内山委員 わかりました。

では、次に、この法案の提案の趣旨で、「経済的機能と公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため」とこの法案が出た、つくった、こういう御趣旨の説明があったわけですが、そこで御聞きしたいことは、経済というのも最終的には公益に帰一しなければならぬものだが、ここで森林について特別に経済的機能と公益的機能というものを別々にする理由はどういうわけなんですか。

○福田(省)政府委員 森林の持つております機能を考えますという、先生御指摘のように、経済的な機能、つまり、木材を生産する、あるいは木材以外の副産物を生産するという機能はもちろんだが、同時に、水源を涵養するとか、土砂の流出、崩壊を防ぐとか、そういう機能も現にあるというところは事実でございますが、ただ、過去におきましては、森林に対する全般からの要請というものは、木材が足らぬからと増産しろ、特に国有林は切り惜しみしてあるんじゃないか、もっと増産しろというふうな要請が、たとえば戦争中とか戦後とかいう時代にあったのは事実でございます。そういう森林に対する要請というものは、要するに、木材の生産あるいは木炭の生産、まきの生産ということに重点が置かれた要請というものは行き過ぎではないか、森林本来の持つておる経済的な機能のほかの公益的な機能をもっと重視すべきじゃないかという要請が最近ようやく出てきたわけでございます。ですから、本来持つておるそういう機能を総合して発揮させるようにするということをはっきりとこの法律の中にうたい込んだのもそういう理由からでございます。

○米内山委員 そうしますと、たとえばこの経済的機能というものは、今後は別ですが、薪炭林というふうなものもたくさんあるわけですね。ところが、プロパンガスが一般化すると、炭が売れなくなる。薪炭林というものの経済的機能といえますか、そういうふうに資源あるいは商品として見る場合には低下するわけですね。そうすると、それよりもゴルフ場をつくったほうがいいのか、これいうふうになるのを高度利用と考えるか、それとも、この地域は、自然環境保護のために、樹林地帯としてさらに樹種を養育するなり、積極的な植林政策でやっていくかという、こういう点で、単純に経済と公益というものを分離すると不十分な点が出てくる感じがするんだが、その点はいかがですか。

○福田(省)政府委員 まず、冒頭に申し上げたいのは、森林は、確かに日本は七割も森林があつて、非常に豊富なような印象を与えるわけでございますけれども、人口が一億でございますので、一人当たりすると少なくて、世界じゅうでもたしかばりのほうでして、百四十六カ国のうち百十番目ぐらいの量になるわけです。面積にしても、蓄積の量にしても、ですから、決して豊富だとは言えません。したがって、林野庁としては、できるだけ森林の状態を維持し、その内容を豊富にしていこうという考え方から、基本計画なり需給計画というものができていくわけでございます。ただ、いまお話しの出ましたように、いろいろなレクリエーションの場として森林を利用するとか、あるいは住宅のためにいろいろそこ

を利用したいという要請も出ることは事実でございます。ですから、そういう場合の要請にこたえてどの程度に森林を利用していかうかということ、そのケース・バイ・ケースによってそれを判断していかなければならない問題でございますから、そういう判断の基準を法律の中で、あるいは法律に基づいて政令その他の通達で明らかにしていきたいという考え方に立っているものでございます。

○米内山委員 ちょっと話は先に飛ぶが、そうしますと、この法律には乱開発を防止する機能を持つわけですね。乱開発を防ぐ機能がある。たとえば東京近郊なり、日本じゅうに――青森県のようなところにもゴルフ場の計画が七つも八つもあろうと、これは政務次官の近所だと思ふが、私は、あの近所にゴルフ場が九つも十一もできるんだと、さうだといつて半日自動車で見歩きまわすが、ああいう状態をもこの法律が防げるんですか。ああいうふうな、植林するならば当然林地になり得る場所も買ひ占められて、ゴルフ場という名目で、土が赤裸になって、自然破壊も当然起きるような事態ですが、ああいう状態をこの法律で防げるんですか。

○福田(省)政府委員 森林全部で二千五百万ヘクタールでございますが、二千五百万ヘクタールのうち、保安林とか自然公園法とかその他で規制できないような状態が国有林の中に一千万ヘクタールございます。これは何にも取り締まる方法がないわけでございますので、改正森林法の中で、一定規模以上の開発をしようとするときには必ず都道府県知事の許可を得なければならぬというふうなことを定めているわけでございます。そういう方法によって乱開発を規制してまいりたいということでございます。

○米内山委員 そこで、一定の条件に合った申請があれば都道府県知事は許可しなければならぬという条文になっていきます。間違いないですね。

○平松政府委員 改正法案の十条の二に規定いた

しておりますように、三号をあげておりますけれども、そのおのにおに該当しない場合は許可しなければならぬという規定をいたしております。○米内山委員 そこで、選挙されて出る知事だから、そんなばかばか知事になっていくわけはないですが、知事の主観にそれをゆだねるというとは非常に危険が伴う。いま政府みずから狂乱物価なんというのをくり出したんです。あれはもと「お夏狂乱」とか何とかが狂乱はあったが、政治、経済の中に政府のほうから狂乱物価という造語を新しく流行させてきた。こういう時代なんです。「お夏狂乱」ならば、男にほれとかいう程度だが、いまの経済の狂乱というのは、あんな程度のものでなくて、きのう、きょうも予算委員会ではいられており、ああいう力を持った連中が狂っているんだから、これは女の問題じゃなくて、いまの事態は気違いが乱暴しているようなものでしょう。そうすると、県知事の中にもそういうものが出る。手も足もつけられないもんじゃありません。氣違いが権力を持って乱暴するのだから。と申しますのは、むつ小川原開発というものは、そういう架空な構想の中に広大な土地を、地方権力も、財界も結託して買ひ占めしようとするもの以外の何ものでもない。特に、三億キロリットルぐらゐる将来のめどにしようというのでしょう。あそこ一億キロリットルなんということは物理的にも不可能なんです。こういうふうな狂乱状態の開発狂というふうな者が自分の主観でこれはよろしいと言ったら、これは歯どめがからぬ。したがって、これを開発していかどうかということは主観的なものでなく、きわめて客観的に判断する必要がある。この法律には別な規則等も出でしうが、そういう開発をすべきか、林地として残すべきかというのを客観的に歯どめをかける何ものかが用意されていきますか。

○福田(省)政府委員 その点はほんとうに御指摘のとおりでございます。一番大事な点であると思ひます。知事さんが自分の自由の裁量で適当に

許可するといふようなことでは、これは弊害が出来ますので、一応基準として三つの柱を立てておきます。その一つは水の問題でございます。その開発によって水の出入り影響を与えるということになると、これは地域の人たちに、また下流の人たちにも大問題でございますから、そういう影響があるかないかというのを判断することが一番大事な問題でございます。第二点は、そこを開発することによって、集中豪雨等によってよく見られる例でございますけれども、土砂の流出、崩壊によって人あるいは家屋に被害を与えるといふふうなことがしばしば出る問題でございます。そういう土砂の流出、崩壊、つまり国土の保全に影響を与えるかどうかというのをまず判断しなければならぬというのが第二点でございます。それから、第三点は、最近特にいろいろ要望も出ています環境の破壊の問題でございます。周囲の環境に非常な悪い影響を与えるといふふうなことです。たとえば、従来その辺の人たちがそこをレクリエーションの場としていろいろ利用しておったという事実があるかないかといふふうなこともございまいしょう。そういう水の問題と、国土保全の問題と環境の問題、この三つの柱を立てまして、それにどういふ影響を与えるかということでございますが、御承知のように、日本列島の中を見ますと、いろいろなケースがあるわけでございますから、一律にこれをきめるということになりますと、非常に形式的に流れるおそれもございますので、一つのそういう考え方に基いた指導の基準をつくりまして、その基準によって知事さんに判断していただくということを考えておるところでございます。

○米内山委員 そうすると、県知事などが、そういう狂乱の開発で、やってはならない許可をしたときに、住民としては、当然自分たちの生存権なり生活権を守らなければならぬ場合がありま

水田になり、その背後地に人が住めるようになったから四、五十年、七、八十年になるわけだが、これが工場用地にして整地されると、その背後の稲作農業ができなくなり、稲作農業ができなければそこに人が住めなくなる。われわれから見れば、住民から見れば、こういうふうな乱暴なことが許可処分になったときに、これに異議を申し立てるなり、それを取り消させるような法的な歯どめがあるのですか。

○平松政府委員 森林法の規定上から申しますと、今度の改正森林法では、一応都道府県知事の許可にからせるといふことでございまして、その都道府県知事の許可につきましては、先ほど長官からも御説明いたしましたように、許可する際の基準といふものを示して、その基準ののっとって許可をやっていたかどうかといふふうなことを考えているわけでございます。

あと一般論になるわけでございますけれども、機関委任を受けた都道府県知事の行政行為が妥当でないという点につきましては、行政組織法により、あるいは地方自治法なりというものの規定によりまして、国によつての強制措置といふものが規定されておりますから、一般的なそういう規定の採用といふことにならうかと思ひます。

○米内山委員 わかりました。この点は、まだ、林野庁が正式にこの土地を買収に依じてくれという折衝も受けていない段階ですから、これ以上きょうは質問はいたしません。

そこで、次の問題ですが、戦争中、日本の森林といふものは非常に荒れたわけなんです。たとえば私の村などでも、何百年もたったようなお宮の宮木までも献木だ、供木だといふふうなことで切り倒されておる。しかし、いま戦後三十年近くにもなつて、日本は世界の工業先進国になった、国力がついたと言ひながら、森林だけは逆に崩壊しつつあると私は見る。単なる木材の需給関係からだけではなしに、だんだんに森林としての機能を失いつつあるのじゃないかと思うのです。そういう心配があるからこういう法律も必要とされると思ふの

ですが、大体どういふふうな状態ですか。これは林業白書を見ても若干わかりますが、感じとして、このままでいけば日本の森林といふものはどうなるか。国土の中の緑の問題あるいは酸素の供給の問題等があるわけですが、この森林の現状についてどういふふうにお考えですか。

○福田(省)政府委員 どういふ感じかという御質問でございますが、数字的にあげてお答えするのはなかなかむずかしい問題でございます。ただ、こういふことが言へると思ひます。二千五百万ヘクタールのうち、全然いま規制できずに、いわゆる白地の状態と申ししましうか、そういう状態にある民有林が一千万ヘクタールあるわけでございますから、これは何とか規制していかなければならぬ問題になると私は思ひます。特に、いま御指摘のように、各県の様子を見ますと、ゴルフ場がずいぶんふえてくる問題と、今後計画されているものもずいぶんあるようでございます。あるいは住宅についての開発の問題であるとか、その他単純なる買ひ占めの状態とかいふことが非常に進んでおります。いまのうちにこれを規制することをはたしませんと、森林といふのはどんどん減少したしまして、取り返しのつかぬことになるというふうな思ひわけでございます。特に、普通の畑作と違ひまして、森林を元の状態に戻すのは、これは五十年、百年とかかる仕事でございますから、この点については相当ふんどしを締めてからならなければならぬといふふうな感じでおるところでございます。

○米内山委員 こういふふうな森林といふものは荒廃の方向をたどっているわけだ。その元凶は何かという、これは具体的に決定できないと対策がとれないんです。先ほどマツクイムシの話も出ていたんですが、確かにマツクイムシも山荒れの一つだが、特に、経済が高度成長する段階で、森林の荒廃といふものは、新たに伸びる木よりも切る木が多い、さらに、林地、山そのものが荒廃している、乱開発が起きている、こういう現象の根元をはつきりしなければ、この対策は立たぬじや

ないか。ここまで来たのは政治の問題じゃないか。林政というものの弱さというか、不十分さが、今日この日本の森林そのものの危機を招来しているものと思う。林野庁自身に、客観的にものを見て、そういうふうな反省といひますか、いままでの林政にこの点が不十分であったというように、明瞭でない限り、対策も十分な対策は立たぬと思うのですが、政務次官ないしは長官、この点についてはどう御感想ですか。

○福田(省)政府委員 確かに、御指摘のとおりだと思つておられます。林業関係、林政に関する唯一の法律というものは森林法でございます。明治四十年にできましてからしばしば改正されておるわけでございますけれども、最近昭和二十六年に改正して以来、ほとんど改正らしい改正をしていないわけでございます。そういう意味で、この森林法の骨格を立て直しまして、この辺をまづしっかり締めていかねばいかぬと思つておられます。一方、最近、御承知のとおり、林業基本法に基づきまして、いろいろと、将来の見通しなり、あるいは資源のつくり方、あるいは需給のあり方という見通しをつくらせて閣議決定もされておるわけでございます。そういうことも始められたのもつい最近でございます。

特に、日本の森林行政について非常に欠陥があると私が思いますのは、そのときどきの行政需要によつてしつちゅう方針を変えろということでございます。外国の例なんか見ましても、百年ぐらゐの法律をそのまま使つておるという事例も実はあると聞いております。私は、やはり、森林行政について、五十年の見通しというものを今度立てたならば、ちよつとやそつとのことじゃそれを支えないうちに持つていかねばならぬといふふうな考え方を持つております。

○渡辺(美)政府委員 森林が荒廃をする原因は何だ、政治的な要因がかなりあるんじゃないかとお話ですが、私はこう思つておるのです。一つは、非常に経済成長が早かつたために非常に需

要がふえたということ、これが一つあると思うのです。それから、伐採はするけれども、二十年、三十年、四十年待たなきゃ、植林をしてもなかなか利益が戻つてこない。世の中はインフレーションになつて、投下した資本をすぐに回収したいというような気持ちで非常にびまんしておる。だから、造林をするというふうな意欲があまりない。それから、造林をしても非常に費用がかかる。

○山崎(平)委員長代理退席、委員長着席
それから、地価が非常に高騰をして、林業としてもうけるよりも、その他のものに土地を利用したほうがもうけが強い、そこへ過剰流動性の問題等、いろいろそういうふうな複雑な問題が介在をして、日本の造林とかあるいは森林の育成というふうなものに暗い影を落とした、こういう見方を私はしております。

○米内山委員 実は、私は、その国の森林の状態を見ると、その国民なりその国の政治の性格がわかるんじゃないかという感じがするんです。五、六年前ですが、偶然に西ドイツへ別な用で行きましたら、シュワルツワルトというところへ行つて、実は、私はびっくりした。その森林のみごとだといふことですね。あとで聞いたら、そこは世界の林学の発祥地だといふことを聞いて、なるほどなと思ひましたが、しかし、あのドイツの国を飛行機で見ても、森の中にドイツがあるという感じがするんです。日本との違いは、これは技術的な問題でもあるが、どんなに成木した山でも、これを皆伐して山を坊主にするというところは、氣をつけて見たが、ついでに所もなかった。こういうふうな点もあると思うのです。一体、成木したものを間引きするように切つて、また新たなものを植林すれば、木材は生産されるが山は崩壊しないわけですが、日本では、国有林自体も、切るときは山を坊主に切つてという理由は何でしょうか。結局、経済性といひますか、経済的機能だけを重視する。山を坊主にすれば、なるほど手間賃がかからないで、機械で整地してやれるが、そのかわ

り、あとから伸びてくる苗木はかなり長い間難渋するわけですよ。そういうふうなことだから、一貫して国有林自体も経済的機能を重視するあまり、近ごろ、合理化とか何とかいって人減らしまで考へて機械化するから白ろろ病なんというものも出るので、あんなものもとの営林署にはなかつたのですよ。こういうふうな経済的機能を重視するあまり山も荒廃しているということをお感じになりませんか。

○福田(省)政府委員 お説のとおりでございます。先ほどもちよつと触れました戦争中のいわゆる軍用需材の伐採とか、戦後の復興用材の増産とか、とにかく国有林だけを取り上げてみますと、増産命令、増産命令が追いついてきておる。それにとつて、とにかく能率のいい仕事をやつていこうということに重点を置き過ぎた、つまり、経済的な面だけを重視したということがあつたことは、私もはっきり認めるを得ないと思ひます。したがしまして、この点を修正しまして、公益性を重視した森林施策をやつていく。いまお説のように、大面積の皆伐はやらないんだ、皆伐するにしてもごく小面積にして、しかもこれを分散させる、択伐なりあるいは禁伐林を、国有林の場合にはそういう必要に応じてできるだけやましていく、というふうな新しい施策方針をきめまして、それを昨年の二月に決定していただいた今度の基本計画の考へ方の中に入れております。それに基づいて今度森林法の中で全国森林計画を作成してまいりたい、こういうふうな考へておるところでございます。

○米内山委員 そこで、資料によると、日本の森林面積のうちの七〇％は国有林で、三〇％は国有林としないが、青森県のような場合はその逆なわけですよ。森林だけじゃない。全地積の七〇％ぐらゐがあるのは国有林かもしれない。しかも、そのうちの二つの半島、津軽半島と下北半島というのは、全地積の九〇％ぐらゐは国有林だ。だから、下北、津軽半島に国有林があるというのではなくて、国有林の中に何々市があつたり何々村がある

というふうな実態です。ですから、小学校の数よりは多くないけれども、役場と同じ数の営林署があるというふうな実態です。そこでは、その地域の住民と国有林の存在というものは非常に関係が深いわけですよ。国有林を何とか活用しない限り、この住民というものは、主として海岸部にいておるわけですが、磯のアワビみたい、海にだけたつておるわけですよ。うしろには広大な国有財産の木材資源もあるし、土地もありながら、実に、いまの世の中に、こんなに不公平なもの存在している、偏在しているものはないかと思ふ。

そこで、人間はみな平等に生きる権利があるのですから、今後、そういう住民のことについて、単に営林署で働く労働者のことだけではなしに、これにすつかり包まれておる地域全体の振興のために、国有林として果たすべき責任がなければならぬはずだ。いままでは、こういうものは、藩政時代と同じように、山は国のものだといふだけでして、わずかに宣撫工作的になだめる程度の住民対策しかないわけですよ。今後は、この国有林をそういう意味で活用すべきだと私は思ふ。現に、林野庁自体も、岩手県あたりで牛の牧場などをつくつてやつておられるようだし、かなりの成績も上がつておると思ふが、あゝいう制度についても、何も牛だけに限らず、林野庁が土地を提供し、技術を提供し、あるいは別に制度的に資金を供給するという道が開けるならば、地域の住民というものは、林野庁を、国有林を、ほんとうにありがたひ存在として考へるかもしれない。こういうお考へに今後立つ可能性があるので、いままでどおりで、あゝいうふうな苦しい、いじめ、発展の芽をふさいでいって、国有林の存在というものをとつとのお考へになるのですか。

○福田(省)政府委員 御指摘のように、国有林は全森林の中で約三割を占めておるわけでございます。だが、その大部分は北海道、東北で、特に下北半島、津軽半島には国有林の比率が高いのでございませう。

私も、実は、昭和二十一年から二十五年まで、むつ、横浜と大畑の営林署長をしたことがございまして、佐井営林署は国有林が九割以上を占めておいて、野先国有林と言われておったのを覚えておるわけですが、そういう極端な例もあるわけではございません。したがって、これは先生御承知のように、国有林の成立の歴史のしらしむるところではございませうけれども、やはり、そういう場所におきましては、地元の人たちは、国有林を離れては海しかたよりにならぬわけでございますから、できるだけ国有林がこれに協力してやらなければならぬと思うわけでございまして、特に、働く場所の提供につきまして、伐採事業なり、造林事業なり、その他のいろいろな仕事は、やはりその地元の人たちに参加していただく。あるいは林産物の供給につきましても、できるだけその便宜をはかってあげる。昔は薪炭林があつて、まきとか炭が主体でございましたけれども、いまはもうそういう形勢はなくなつてきております。したがって、そこから出てくるキノコの原木であるとかパルプ用材といったものは、地元の人たちを通して供給していくとか、あるいは、いま御指摘の混牧林の問題とか牧野の問題については相当考へてあげなければならぬと思うわけであります。そういう制度も現にあるわけではございません。共用林野制度もございまして、また、先般でございました国有林の活用方法に基づきまして、この地域の人たちが農業を営もうとする場合、できるだけこれに土地を提供してあげることも考へていきたいと思つております。ただ、この点につきましても、過去においてあまりかんばしくない実績もあるわけでございまして、その辺は慎重に配慮していただきたいと思つております。

いずれにしても、この国有林の経営につきましても、計画をつくり出す場合に、特に地元の方々の意見、市町村あるいは直接の部落の人たちの御意見も十分に聞き、その人たちのことを考へた経営計画をつくるように指導する考へてでありまして、それをさらに強化してまいりたいと思つて

おるところでございます。

〇米内山委員 幸いに、長官はあの地域の状況を一応御存じであるからありがたいことだと思つて、実は、去年の秋に雨が少し降り過ぎたんです。そのために、下北半島では、あの温泉のある下風呂まで、うしろの国有林が、山が荒れたせいでしょ、伐根が流されてくる、土砂が流れてくる、家屋が倒壊するということで、人間の死ぬという事故も起きたんです。これは責任は雨だと言へばそれまでだが、うしろの山が荒れていた証拠だ。さらには横浜、あの下北線の鉄道の長大なところ、あそこはあの鉄道が通つてから五十年余りになりますが、地震で故障を起したことはあるけれども、いまだかつて雨で故障を起したことはない。それがしかも、その不通期間は百五十日にも及んだのです。これはみんなうしろの山が荒れたからうじゅうと流れる。山が裸になつて、しかも伐根の処理が不十分のために、水と一緒に伐根が流れてきて、鉄道線路をぐぐつていく小さな暗渠にそういうものがひっかかる。そうして、鉄道のすく片側は海でしよう。上全体が湖のようになる。どこか決壊する。その決壊場所が十カ所以上も出る。これは国有林の上だけに降つた雨じゃないけれども、いずれにしても、こういうふうな被害が出ると、あの地域では、これはあけて国有林のせいだと言ふ。評判がよくないわけですね。これじゃ、ぼくが考へるに、青森県の場合には、森林面積の六割、七割を占めてる営林行政をやる上において、住民が不便なばかりでなく、あなた方もやりづらいう点で、地元対策と申しますが、これは当然義務としてやらなければならぬ。昔の地主でも、これくらい庄倒的な地主は、食えない者には食わせるくらいのもんだうは見えたものです。人間だから、それは出かせぎをしても何をしても死にはしませんけれども、しかし、発展がないのです。そういう点で、くふうすればやり方は幾らもあると思ふのですよ。林産物の加工というものもあると

思ふし、あるいは造林というものを大幅にふやして、あるいは造林地の保護にしても、地元の雇用を営林局の仕事そのものの中に拡大することもある。さらにこまかいことならば、ワサビをつくる。根ワサビ田ぐらひはつくれる場所は国有林以外にないのですから、そういうことをやっていくとかなり緩和すると思ふのですが、こういうことがないのだからね。

青森県では、これまで政治家で国有林開放ということを言わない政治家はなかったのです。みんな一応は、おれが代議士になれば国有林を取つてくれるという意味の開放を言ったのですが、しかし、これは成功したことはわずかです。これはあとでひとつ追跡調査をしていただきたいが、戦後、町村合併の時代から、そういう名目で山を取ればいいという意味の開放、国有林を奪い取ればいいというふうな意味の政治運動が起きたのです。その中には、買った次の日に山を坊主にして、その中で株式を買つて、その会社がつぶれてしまつて、そうして木も植えないで、木も植わらないうち、あるいは成長しないうちに金利に追われていくという、そういう森林の開放もある。

それから、いまのむつ小川原の農地の大部分は国有林を開放したものです。これに世銀の融資が加わり、あるいは農林省の開拓事業が加わつて、約二十数年たつて、本州では一番りっぱな酪農地帯になつたのです。ところが、その次に来るのがこの開発なんです。いわゆる狂乱開発です。しかも、畑の場合は六十七万円なんです。林地でも六十万円なんです。それに立木の補償がつくのです。水田は七十八万。それが十俵も十二俵もとれるならば別ですが、五俵も十俵もという低収獲地帯にこういうふうなことで買ひ占めが始まるのです。そうすると、二十年前の国有林の開放というのは、住民から見ると、単に札のかたまりになつちやつていく。農業じゃないのです。国民に食糧を供給することは別になるのです。だから、やはり、こういうものは農業政策と密着してやらなければ必ずこういう結果を繰り返すと私は思ふ

のです。

だから、今後の国有林の活用ということについては、それは仕事の条件によつては所有権の移動も必要としますけれども、主として農山村において国有林を活用する場合は、所有権とは別個に活用という道を開くと資本の負担も楽になるのです。国有林の安い料金の借地であれば、売る不自由さはあるでしょうが、しかし、この活用目標というものは生きていくわけですから、私は、そういうことを主張したいと思つております。そのかわり、この活用は徹底的にやる。特に、こういうふうな狂乱時代です、金を持った者は気違いみたいに乱暴する世の中では、そうでもない限り、開放というものは、数年は条件がつくかもしれないが、それが済んだあとでは保証の限りではないと思ふ。この点は意見として申し上げておきます。それから、山を見れば国を見るということをお私にはつきり言いました。実は、これも四、五年前の話だが、私は北朝鮮へ行つてみて驚いたのは、その六、七年前にも行きました。戦後二度朝鮮民主主義人民共和国へ行つたのですが、山の一番の頂まで全部植林が済んでゐるのです。これは、あなたの方のやつてゐる実績から見ると信用できないでしよう。あそこは別に経済大国でもない。だが、山に苗木を整地して植えるぐらいのことは、やろうと思へばできることだと思ふんだ。ぼくは、経済力の問題じゃないと思ふ。やる気があればいい。ただし、営林署や林野庁だけではさか立ちしないので、国民と一緒に山をつくらうというところで適当な政策を立てれば、これだけ人間が余つて、失業保険でめしを食つてゐる農山村です。それから、こういうふうな考へに立てば過疎の問題だつて緩和するはずだし、山は、一定の計画で、五年計画ぐらひで、十年も立たないうちにやろうと思へばできるはずで、できないというところは、そういうふうな観点がなからだ。やる気がないからだ。だから、私に言わせると、日本の森林を荒廃させ、これを困難なものにしたのは林野庁で、林野庁がマツクタイムシの一番の親方じゃないかと

実は私は思っているわけだが、政務次官、これに對しては、とにかくやろうと思ふことが大事なんです。やる気がないからいつまでもはかどらない。そうして、そのうちに荒れるほうが勝っていくでしょう。切るほうが先まっていますからね。いまのままだとおそろくイタチこつこみたいなものだ。

それから、もう一つは、木材関係のことは増産だけじゃ片づかないだろうと思ふのです。ただし、日本で木がなくなればフィリピンに行つて山を坊主にしては、これはいつまでも続くものじゃないから、やはり、日本の山の生産を高めると同時に、増産と節約というのを両立にしないと山の経済問題というものは片づかないのじゃないか。

そこで、節約の問題なんです、これは考え方の問題だと思ふのです。朝鮮の話を重ねてみますが、あの木のないところで、国家が農家の住宅も——これはアパートじゃないのですが、全部、一〇〇%完了しましたね。それはみんな個人住宅ですよ。それから、大部分はれんがあるいはブロックです。かまちとか、そういうものは木を使つていますが、そういうふうな節約をしながら山を氣長に育てるといふ二つの態勢がないとだめじゃないかと思ふ。あなた方はちよつとしか役人をしていないけれども、山というものは五十年、百年から、もつと寿命の長いものなので、法律もいひのですが、この辺の基本的考え方をひとつ改めてもらいたいといふことを私は要望したいのですが、政務次官、いまの政治体制は、その考え方に立ちがたいものでしょうか。

○渡辺(美)政府委員 私、考え方としては米内山先生と大差ないと思ふのです。もちろん、資源の浪費といふことは困ることですし、いろいろな困難を押しても植林をするといふことは、いろいろな面で、いわゆる公益的機能を増進するといふ意味で、どうしてもこれは非常に大事なことだと思ひます。

なお、国有林活用の話を先ほどおっしゃいました

たが、国有林野を活用する場合に、売り払うといふことは、五年とか八年とかを押えることはできませんが、十年、十五年になれば、幾ら条件をつけてもなかなか押えられない。これはもう事実です。昭和二十五年から二十八ごろに、相当各地区で牧場等に払い下げたけれども、栃木県の例なんかを見ると、何千ヘクタールというものが、開拓地まで含めて不動産屋にすでに売却済みになつてしまつた。こういう実例があるのですから、ですから、これからの国有林野の活用といふものは、原則として、それは売らない、貸すといふことがいひと私は思ふのです。

それから、また、それは国が持つておつても、現実にはろくな植林もできないし、民間の人に利用させたほうがよいといふようなところは、民間の人に大いに利用させるといふ方法がいろいろあると私は思ふのです。国有林野の活用法といふ法律をつくつたが、人によつては、あれは不活用法じゃないかといふことをときどき私は言われるのです。

それから、非常に借地代が高過ぎる。時価が上がつたから時価にスライドするの何か知らぬが、ともかく、現実的には、牧場等の経営に對して非常に借地料が高くて払い切れないといふ苦情がたくさん来ております。したがつて、これらについては、もつと適正な、利用者が利用できる程度の賃貸料にしない、そういうことで検討しなさいといふことで、林野庁はその方向で料金の算定を検討しております。ですから、一方においては国民の全体の財産でありますから、どういふふうに活用するか、活用されたものの資源といふものをどういふふうにして大切に使用していくかといふことについては、同じ考え方でありまふ。

○米内山委員 一つ提案をしたいのですが、発想の転換なんと言つと大げさになるが、簡単なことは、人のふり見てわがふり直せといふことがあつたら、一度専門家を、あるいは行政官でもいひが、朝鮮だけは見てきていただきたいと思ふ。ばくは朝鮮民主主義人民共和国の社会主義宣伝を

するのじゃないのですが、何も経済大国でなくても、やる気があればできていくんだといふことで、それを日本の総合的な経済力とか、あるいは技術とかいふものであればできないはずはない。そして、先般、韓国へ姉妹バーティーを見に行つた人間が帰つてきて私に報告したのですが、釜山へ上がると、ソウルまで森も林もないそうです。そうして、その男が私に言うのは、あれだと、いくさで負けたと鴨綠江まで逃げなければならぬのだらう、なぜかといふと、どこにも隠れるところがないからだといふのです。要すれば、山を見れば国の政治がわかるといふことはこのことなんです。その点で、林業の問題は技術でもあらうし、財政でもあらうし、行政でもあらうが、そこに問題点を置いていただきたい、私は強く要望しておく。

それから、白ろ病の話が出ましたが、これは林野庁の従業員の中に一番多く出で、ここから白ろ病といふ新しい名前さえ出たわけだが、治療策がないといふ話ですね。温泉がきくとかいふようなことは、ちよつとほくはおかしいと思ふ。一体、治療策が立たないといふことは何ですか。あなた方がこの加害者とは言わなければ、責任者としてこれを探索する熱意がない。あなた方が熱意がないから、これに對する医学者の体制も整わないとほくは思ふ。要すれば、あなた方もいろいろ心配しているだらうが、これの病理といふものは明らかですか。病理が明らかでないといふ治療策が立たないのですから、病理といふものは、いま学者の中でどういふふうに行われているのでしょうか。

○福田(省)政府委員 白ろ病につきましては、国有林、民有林を一括にしまして、治療対策としましては、まず、診断基準をきめることが一番大事な点でございますので、労働省が災害防止協会に委託いたしましたので、昨年の十月に大体診断項目がきまつたのでございます。それをもとにしまして、今度は管理区分をつくりまして、A、B、Cと三分区にして、それが治療対策につながるわけ

でございますけれども、いままで、レイノにかけたのだけれども、これは一休病気なのか、治療を要するのかわからない、そういう判断の基準がなかったわけでございます。ようやくそれができまして、それを受けて、年度内に、労働省のほうで大体そういった方向を出す予定になっております。それに基づきまして健康診断を実施して、その雇用区分の指導をしていきたい。つまり、差しかえない者と、それから規制しなければならぬ者、あるいは入院させなければならぬ者といふふうにしていく考え方でございます。これは非常に年月をかけたけれども、ものは病気でございまして、やはり専門家にかけなければならぬといふ問題もありまして、だいぶ時間がかかりましたけれども、その点につきましては、おおよその見通しは最近ついてまいりましたことを御報告しておきます。

○米内山委員 いまのこの診断基準とかなんといふのは労災保険を出す基準であつて、病気をなおす基準じゃないんだ。予防する対策でもないわけですよ。したがつて、この問題は明らかに社会病なんです。ばい菌やそういう流行病ではない。しかも、いまの状態では容易になおらないんだ。その人間は労働力を失うんです。だから、これは社会問題なんです。社会的な疾患なんだ。

そこで、考え方を一つ申し上げておきたい。この原因は振動によつて起きる障害だといふようなことが定説なんだ。振動の中でも、炭鉱内のさく岩とか、あるいは石灰岩を掘るところで出る率で、これは運動の状態、それから氣候の状態、シベリアにもチェーンソーはあるんですよ。そういうところでの程度出ているかといふこと、それから栄養の状態ですね。アメリカやカナダのようにピフテキばかり食つていふところに多く出ているかどうか、日本の低賃金の労働者の場合には出るかといふことなどを当然点検していく必要があると思ふ。さらに、診断基準だけじゃ対策にならないんです。ばくの言う対策といふのは、結さな対策、出たらなおす対策を対策と言う。結

局、そこだつてあなた方は金本位でしょう。人間の命を金銭で片づけようという、経済性というか、このものの考え方の幼稚さからこれは出ているんです。

それから、もう一つヒントをお与えしましょう。

これは血管障害なんです。血管の中でも、手に出ます。手が振動するからです。これは生理的に見ると、動脈と静脈の吻合部といいますが、つながる場所があるんです。これは毎日できて、毎日こわれているものなんです。そうして、それが顕微鏡で見なければならぬ血球を通すだけの太さを持つてゐるのです。私の友人で、この白ろろ病に非常に熱心な医学博士がいて、青森県の営林局下で起きた白ろろ病の患者はみんな手がけて、なぜてくれたり注射したりしているが、その専門家といろいろ話をしたのですが、先生、おまえさんは医学博士でもいまの理論じゃどうも片づかない、対症療法だけで何とかしようとしているが、やはり、そういう生理と病理というものから出発しなければ、これは解決できない問題じゃないかと

言つたわけだが、私はしろろとだけれどもそう考へてゐるわけだ。まあ、ひとつ、そういう点で、診断の基準なんというけちなことじゃないに、日本にだつて医学はこれだけ発達しているし、病理学者もいるし、生理学者もいるんだから、そこにヒントを得てやつたならば案外早く結論が出るんじゃないかと私は思っています。

このことを強く要望して、きょうの質問を終わります。

何かお答えがあつたら……。

○福田(省)政府委員 非常にいい御指示をいただきましたので、特に、予防対策には重点を置きまして最善の努力をしてみたいと思つております。

○飯谷委員 次に、諫山博君。

○諫山委員 共産党の機関紙である「赤旗」が、昨年ですが、乱開発の害情をいろいろ調査して、福島県西白川郡西郷村の開発の実態を詳細に調査したレポートを発表しています。これを見ると、

西郷村では民有林が約七千ヘクタールで、そのうちの三千ヘクタールが十三の観光業者によつて買ひ占められてゐる。十三の観光業者が買ひ占めた比率は民有林の四十数%であります。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理退席〕

そして、きのう私が調査したところによりますと、十三の業者が買ひ占めた山林のうち、すでにゴルフ場として工事が進み、近くオープンするのではないかと言われているのが一カ所、残りの十二の業者が買ひ占めた分については、県に申請書は出ているけれども、まだ開発は始まつていない、こういう実情だといふことがわかりましたが、林野庁はその実情をつかんでおられますか。

○福田(省)政府委員 ただいま御指摘の福島県西郷村の森林の状況につきまして、こちらで調べましたところは、御指摘のように、森林面積七千四百一十一ヘクタールのうち、人工林が四二%ございまして、福島県条例で、森林買収については県に届け出がされることになっておるのでございますが、これは四十七年十月二十日に制定されております。この条例制定後の買収面積が千二百七十二ヘクタールで、全森林面積の一七%で、利用目的別の割合は、別荘が五〇%、ゴルフ場二〇%、その他三〇%。購入した者は、大京観光、安宅産業株式会社、三幸株式会社というふう聞いておるわけでございます。

○諫山委員 福島県や栃木県などいかに山林の買ひ占めが進んでいるか、乱開発が進んでいるかということは、当農林水産委員会が昨年みずから調査して、私たちによくわかつておるところであります。全国的に見ましても、膨大な土地が大企業、大商社あるいは観光会社から買ひ占められて、乱開発されておる。これもわれわれ政治家にとつては常識であります。ところで、このたびの森林法改正案はこういう乱開発を防ぐという説明になつておりますが、たとえば西郷村のように、すでに大企業が買ひ占めてゐる、そして、開発の計画を進めている、しかし、開発はまだ始まつていないという、こういう山林についてはどのような

に適用されましようか。

○福田(省)政府委員 一応私たちが対象とする森林につきましても、一つは森林の持つております機能が極端に低くて、ごく小面積で、分散的な森林といふものが一つ。それから、もう一つは、ほかの法令などによつて、公的な計画に基づいて森林以外の用途に供することがすでに確実となつておる森林、こういったものを除外する、その他は除外しないのだ、全部適用するのだ、こういう考え方でございますので、御指摘の場所につきましても、これは地域森林計画の対象外とせずに、これは対象とするというふうに考えておりますから、規制の対象とするものというふうには私たちが判断しております。

○諫山委員 そうすると、西郷村で買ひ占められておる膨大な山林は、この改正案で問題になつてゐる災害のおそれ、あるいは水源枯渇のおそれ、さらに環境を破壊するおそれ、こういうおそれはない土地だといふふうには理解していいのでしょうか。

○福田(省)政府委員 いま原則を申し上げたのであります。もし、そういったような場合には、起つておるようでございますが、買ひ占めをしたという事態におきまして、観光会社が山林の所有者であるといふことでございます。森林法の適用を受けるということになるわけでございますから、その観光会社が山林の所有者として開発を行なうという場合に、十条の二に掲げておりますような条項に該当しないか、許可をしないかといふことがきまつてまいることにならうかと思ひます。

○平松政府委員 先生の御指摘の西郷村につきましては、観光会社が買ひ占めをしたという事態が起つておるようでございますが、買ひ占めをしたという事態におきまして、観光会社が山林の所有者であるといふことでございます。森林法の適用を受けるということになるわけでございますから、その観光会社が山林の所有者として開発を行なうという場合に、十条の二に掲げておりますような条項に該当しないか、許可をしないかといふことがきまつてまいることにならうかと思ひます。

○平松政府委員 先生、御指摘の西郷村につきましては、観光会社が買ひ占めをしたという事態が起つておるようでございますが、買ひ占めをしたという事態におきまして、観光会社が山林の所有者であるといふことでございます。森林法の適用を受けるということになるわけでございますから、その観光会社が山林の所有者として開発を行なうという場合に、十条の二に掲げておりますような条項に該当しないか、許可をしないかといふことがきまつてまいることにならうかと思ひます。

○諫山委員 そうすると、本件については一応おくこととして、すでに観光業者が買ひ占めて開発の計画を立てており、県庁に対してもその趣旨の書類を提出しているという場合も、開発が始まつていない場合には、それをこの条項に基づいて規制できるという解釈になりますか。

○平松政府委員 非常にむづかしい問題でございますけれども、開発に着手している場合は、といふことでございまして、私どもいたしましては、まあ、かけ込みで逃げるというふうな形のものはできるだけ押えていきたいというふうな考え方でありますから、いまの御説のような場合には、開発に着手しているとはみなさないというふうな形で対処してまいりたいと思ひます。

○諫山委員 一つのゴルフ場をつくるのに百ヘクタールから二百ヘクタールぐらいの土地が必要だそうなんです。そうすると、この土地のうち、たとえば三十ヘクタールについて開発が始まつた、それ以外についてはまだ開発の着手はされていないという場合には、この法律で未開発の部分は規制しますか。

○平松政府委員 ただいまお示しのような事案といふものは非常にむづかしい事案でございますが、ゴルフ場といふのは通常九ホールとか十八ホールとかいふふうなもので一本になつておるようでございますから、三十ヘクタールといふところで開発行為が行なわれておるといふことでございまして、これは九ホールなり十八ホールなりの一つの部分の着手であるといふふうに見ざるを得ない。その部分をはずしてほかに何らか生きる方法があるという形で計画が考えられるといふものであれば、着手しておることになりますけれども、常識的に考えました場合には、百ヘクタールのうち三十ヘクタール着手しておるといふような形のものは、ゴルフ場の開設計画としては着手しておると見ざるを得ないと思ひますけれども、これは具体的な事案に即して判断をしてみたいと思ひます。

○平松政府委員 先生、御指摘の西郷村につきましては、観光会社が買ひ占めをしたという事態が起つておるようでございますが、買ひ占めをしたという事態におきまして、観光会社が山林の所有者であるといふことでございます。森林法の適用を受けるということになるわけでございますから、その観光会社が山林の所有者として開発を行なうという場合に、十条の二に掲げておりますような条項に該当しないか、許可をしないかといふことがきまつてまいることにならうかと思ひます。

○諫山委員 ゴルフ場全体としては開発が始まっているかもしれないが、一筆一筆の土地については開発が全くなされていない部分がたくさんあるわけですね。そういう場合でも、もうゴルフ場の一部の工事が始まっておれば、開発が着手されていない膨大な土地についてもこの法律は適用されないことになるのですか。

○平松政府委員 具体的に、そのまわりの状況がどうであるかというふうな形のものも判断の要素になろうと思いますので、具体的な事案に即して判断をしていかざるを得ないというふうに考えますが、ただ、いま先生御設例の三十ヘクというふうなことでは、全体の計画がかりに百ヘクというふうなことでございまして、すでに三分の一着手されておるといふような状況の際に、残りの七十ヘクについては着手していないから、開発行為として未着手であると認定していかどうかということについては、具体的な事案で判断せざるを得ないのではないかとこのように考えています。

○諫山委員 林野庁長官にお聞きします。

すでに、わが国の膨大な山林が買い占められている。そして、何らかの開発行為の対象になっているというところは御承知のとおりです。問題は、これからこういう開発を禁止するということだけでは、開発の目的で買い占められている。そして、開発に着手したのもありまじやうし、すぐに着手しようと思われているものもあると思えますが、こういうものについては、どういう場合に開発を規制する、どういう場合に規制しないというきちんとした基準がこの法律に書かれているのかどうか。書かれていないとすれば、何らかの基準を林野庁としては持っているのかどうか、御説明ください。

○福田(省)政府委員 原則的には、開発を規制する一つの基準としましては、水の涵養機能に影響を与えるかどうか、あるいは土砂の流失、崩壊に影響を与えるかどうか、環境を破壊することによっての影響があるかどうか、こういう三つの基準

を柱にしまして、これを規制してまいる考え方であります。そういう基本的な考え方は一応法律にあるのでございませうけれども、さて、それを現実具体的にそれぞれの一筆一筆の土地に適用してまいるということになりますと形式的に流れることになると思うわけでありまして、これを具体的に判断する場合に、さらにこれを詳細に一つの通過の形でございまして、知事が一ヘクタール以上のものについて開発の許可を与える場合の一つの基準を示してやるという考え方に立って、ただいま、その内容については事務局当局において検討しているものでございまして。

○諫山委員 私は、こういう重大な問題ですから、基準を通過できめるといふのではなくて、本来は法律で定めるべきだと考えております。それにしても、通過ということになれば、たとえば土砂の流失とか崩壊は一切認めない、しかし、水源の枯渇は少しぐらいはあってもかまわない、こういう趣旨になりまじやうか。

○福田(省)政府委員 原則的な考え方としましては、これは一般の普通林に対して規制をしている考え方でございまして、で、厳密にこれを規制していくという場合には、保安林制度であるとか、その他の自然公園法等いろいろあるわけではございまして、そういう形の中で規制していくべきものではないかと考えます。で、普通林に対する規制につきましては、いまお話ししました水の関係、あるいは土砂の関係、あるいは環境の問題の、この三つにつきまして、できるだけその運用につきましては保安林等に入れないものでございまして、その考え方につきましては、これを許可する場合に法文の中でも許可しなければならぬと言っている意味はそこにあるわけではございまして。基準につきましては、繰り返して申し上げますけれども、全国一律に、たとえて申し上げますと、国有林でも経営計画というものは大きくは八十ございまして、民有林でも森林計画というものは二百五十六もあるわけではございまして。それが沢の一つの単位でございまして、さらにそれをこまかに規定し

ていく場合におきましては、現地の実態に即して判断していかねばならないわけではございまして。ですから、これを機械的に法律の中に書くということはまことに困難な問題でありますから、普通林につきましては、いま申し上げたような方法で、指導通達で規制してまいる、そして、知事にそれを示して、それに判断してもらおうという考え方に立っているものでございまして。

○諫山委員 以前の委員会ではわが党の津川委員が、十条の二の中に「著しい」という表現が使われているところと使われていないところとあるが、どうしてかという問題を提起したことがありますが、この問題は、改正案をすなおに読みますと、土砂の流失や崩壊は一切認めない、しかし、水源の枯渇は少しぐらいやっても認める、なぜなら、水源の枯渇には「著しい」という制約がついていないからで、と、こういうふうに理解していいのでしょうか。

○平松政府委員 確かに、先生御指摘のとおり、十条の二では、災害のおそれがあるところは「著しい」という表現はございませうけれども、環境の保全なり、あるいは水資源の保全なりというところは「著しい」という文句がついていないわけではございまして。災害というものにつきましては、そのこと自身が生命に危険を及ぼすというふうなものであるから、これは、かりに、森林所有者がみずからの所有権なり使用権の範囲の行為として行なった場合にも、他人の生命に危険を及ぼすような形の可能性がありとするならば、そのことについての規制を受忍すべきであり、他方、水資源であるとか、あるいは環境条件の悪化という点につきましては、森林が現在水資源の涵養であるとかあるいは環境の保全であるとかいう機能を持つておるわけではございまして、森林を森林でなくするということによって、森林を森林でなくすることによって、森林を森林でなくすることによって、水の確保なりあるいは環境の保全なりというものについては幾らか支障が出てくるという

ことは当然予想されるところでございまして。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
しかしながら、そういうふうなものが、まわりの人々あるいは水にたよる人々に受忍できないほどのものであるならば、これはいかに森林の所有者であつても、その所有権なり使用権の行使としてそういう開発を行なうべきではないということとが今度の開発規制の底になっておるわけではございまして、もし、それが、先生のおっしゃるような形で、何らかの水の確保なりあるいは環境の悪化なりに影響を及ぼすようなものについては全然やめてはだめだという形の制限をいたしますならば、森林法の中にはいま一つ保安林という制度がございまして、そういうものについては、そういう制限と申しますか、そういう機能の重視という点から非常にきびしい制限が加わっておりまして、それについては損失補償をするということになっておりますが、保安林の程度にまで及ばない普通森林についてどう考えるかということにつきまして、規制を行なうわけではございまして、その場合には、水の確保なりあるいは環境の保全なりという点については「著しい」という表現をいたしまして、開発行為の規制と受忍者の受忍というものの調和をはかつていくということを考えておるわけではございまして。

○諫山委員 この十条の二というのは、三つの条件の場合には知事は開発を許可してはならない、しかし、三つの条件がなかった場合には、逆に知事は開発を許可しなければならぬという仕組みになっております。保安林についてはもちろんそういう開発は許可しないでしょうが、保安林以外の地域については、少しぐらい環境を悪くしても、あるいは少しぐらい水源の涵養に支障があつても許可しなければならぬというふうな趣旨になるわけですから、私たちは、この条件というものをもう少しきびしくしなければ、開発禁止のつもりで法律が開発促進の法律にもなりかねないということとをずっと強調しているわけではございまして、さういふ観点から検討していただくとして、さういふ

きの西郷村の問題にも一回戻ります。

そうすると、西郷村については、すでに三千ヘクタールからの土地が商社によって買い占められているわけですが、開発が進んでいない地域については全部この法律が適用されていくというふう聞いていいですか。

○平松政府委員 先ほどの先生の御質問はなかなかむずかしい事例を引例されたわけでございますけれども、そういう事例にまで及ばないような形でいろいろ例がございまして、図上での計画なりというふうな形のもので、買取だけ行なわれていて、現実には開発行為は全然行なわれていない、あるいは伐採も全然行なわれていない、こういうふうなものが認定できるわけでございまして、先ほど先生が御設例になりましたような事案につきましては、非常にむずかしい問題でございまして、具体的な事案に即して判断をしていかざるを得ない事態も出てくるのではないかと、いうことを申し上げた次第でございます。

○鎌山委員 長官にお聞きします。
いまの説明では、観光業者や商社がすでに山林を買い占めている、そして、レジャーランドとか、ゴルフとか、あるいはホテルをつくる計画を立てている、しかし、まだ開発には着手していない、こういうところについてはこの法律をそのまま適用するのだという御説明のようですが、これはもちろん林野庁の統一した見解として聞いていいでしょうね。

○福田(省)政府委員 お説のとおり、私たちの立場は、保安林以外の普通林については野放しの状態にあるのでございまして、ゴルフ場等いろいろな形で開発が進んでおりますから、できるだけ早くこの法律を通していただいで、できるだけ早く規制してまいりたいという姿勢でおるわけでございますから、お説のとおりでございます。

○鎌山委員 ということになりましたと、この法律を実際に適用していく上でいろいろな復

雑な問題が出てくると思います。観光会社とか商社は、開発という名目で相当な金を出して、膨大な土地を買い占めた。ところが、この法律の適用を受けることになる開発が許可されないことになるかも知れない。この法律で開発が許可されないことになるかも知れない。とすれば、商社とか観光業者というものは黙っておかないと思います。自分たちの最初の計画がこの法律によってチェックされますから、おそらく相当な問題が出てくるのじゃないかと思いますが、そういう点は予想しておられましようか。長官いかがですか。

○平松政府委員 開発業者のほうからは、そういうふうな態度に出るといふ事態も考え得られましようけれども、私どもとしては、せっかく森林法の改正案を提案した次第でございまして、その改正案の趣旨が没却されるような事態に対しては、いま申し上げたような態度で対処してまいりたいというふうに考えております。

○鎌山委員 政務次官にお聞きします。
あなたはゴルフ王国論者の一人だそうですが、この法律が適用されることになると、おそらく、いま言ったような観光業者とか商社がものすごい圧力を農林省にかけてくるに違いないと思ひます。それに対してどういう態度で対処されるつもりなのか、決意のほどを聞かせてください。

○渡辺(美)政府委員 私は決してゴルフ王国論者ではございません。ただ、一定な地域に非常にたくさんゴルフ場が集中して乱開発をするということがいけないということを言っておるわけでございまして。あなたの言われたように、私は、この法律が脱法行為に利用されちゃいけないと思ひます。あなたのおっしゃる意味はよくわかりませんけれども、すでに着手をしたというふうなものは経過規定である程度抜かざるを得ない。ところが、実際は三十六ホールつくるのだ——近ごろはセブンティーンなんというものが、七十二ホールなんというゴルフ場もあるそうですが、そうすると、九ホールなり十八ホールなりが始まっただけで、それじゃその地域として七十二ホール全部をす

に着手したものと認めて除外するということになるればしり抜けになるんじゃないかというふうな意味にも私はとっておるのではありませんが、私は、そういうようなことを申し立ててくる危険性はかなりあると思ひます。しかし、その地域の全体の状態から言って、それは七十二ホールというふうなことを念頭に置いて始まったとしても、その七十二ホール全部を許可するということになれば、いろいろな水の確保の面で著しい支障を来したり、あるいは土砂その他の崩壊等災害に結びつくような行為になるというように当事者が判断をした場合は、当然それは規制するべきものであるというように私は考えております。したがって、これからいろいろな形で農林省に対して、いろいろな脱法行為をやろうというふうなことで圧力をかけてくるかもしれないんですが、そういうふうな非常に不当なことは極力排除していくという姿勢で臨みたい。しかしながら、主権の侵害、憲法違反のよう

なこともできないので、それらの点については、この法律をすなおに解釈せざるを得ないと思ひます。しかし、これを不当に拡大解釈をしたり、あるいは抜け穴を考えたりして持つてくるものは行政的措置できびしくチェックするつもりでおります。

○鎌山委員 いまの一連の説明で、すでに業者や観光業者が買い占めてレジャー用に使おうとしている土地であってもこの法律で規制するつもりだということのようですが、ということになりますと、すでに買い占められた膨大な土地が、業者は買い占めたけれどもレジャー用に使えないという部分が出てくることかあり得ると思ひます。こういうところについては、林野庁としては、植林を進めていくという行政指導をする責任があると思ひますが、そういうやり方をとっていかれますか。長官、いかがでしょう。

○福田(省)政府委員 木が植わっていないで、そこには木を植える余地があるし、木を植えるべきであるという場所がございしますれば、それに対し

ては、現にいろいろな助成制度等もございしますから、そういう方向で指導してまいりたいと思ひます。

○渡辺(美)政府委員 この間皆さんが視察に行かれた栃木県の喜連川地区等において、一つの村の周辺に十幾つのゴルフ銀座がすでにできかけておる。ところが、こういうふうな不景気になつてきつたものだから、そのゴルフ場が完成するかどうかなかなかわからないというふうな問題も起きております。そこで、栃木県などでは、県の農業公社といひますか、県の公社が金を出して土地を買い上げて、そうしてそこを農用地として造成するというようなことなどもやっておりますから、こういうふうなものも参考に、林野庁サイドばかりでなくて、それが森林としてどう営事業等がその付近で行なわれておるとか、あるいは農用地の造成に適しておるとか、あるについては、森林面ばかりでなくて、すでに買取された土地であっても、農業面で全体としてどういうふうに使つたらいいかということ、みんな知恵を出して、農林省全体の問題としてそれは考えてまいりたいと思つております。

○鎌山委員 私たちの党の民主連合政府綱領提案の中では、大企業買い占めた土地は国や自治体が適正な価格でこれを収用する、そうして収用した土地を民主的な配分計画に基づいて、たとえば生活用地、たとえば農用地、あるいはよい環境のための用地に活用していくべきだと、こういう提案をしております。私たちは、自民党政府にかわる民主連合政府になったら、必ずこれをやろうと思ひます。しかし、これは、自民党政府でもやろうと思へばやれることです。そういうことをやるつもりがあるのかどうか、長官にお聞きしたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 私は林野庁長官でございしますので、先ほどもお答えしましたように、日本の森林面積というものは外国に比べて非常に少ないわけでございしますから、できるだけ森林を現状維

持して、現にいろいろな助成制度等もございしますから、そういう方向で指導してまいりたいと思ひます。

○渡辺(美)政府委員 この間皆さんが視察に行かれた栃木県の喜連川地区等において、一つの村の周辺に十幾つのゴルフ銀座がすでにできかけておる。ところが、こういうふうな不景気になつてきつたものだから、そのゴルフ場が完成するかどうかなかなかわからないというふうな問題も起きております。そこで、栃木県などでは、県の農業公社といひますか、県の公社が金を出して土地を買い上げて、そうしてそこを農用地として造成するというようなことなどもやっておりますから、こういうふうなものも参考に、林野庁サイドばかりでなくて、それが森林としてどう営事業等がその付近で行なわれておるとか、あるいは農用地の造成に適しておるとか、あるについては、森林面ばかりでなくて、すでに買取された土地であっても、農業面で全体としてどういうふうに使つたらいいかということ、みんな知恵を出して、農林省全体の問題としてそれは考えてまいりたいと思つております。

○鎌山委員 私たちの党の民主連合政府綱領提案の中では、大企業買い占めた土地は国や自治体が適正な価格でこれを収用する、そうして収用した土地を民主的な配分計画に基づいて、たとえば生活用地、たとえば農用地、あるいはよい環境のための用地に活用していくべきだと、こういう提案をしております。私たちは、自民党政府にかわる民主連合政府になったら、必ずこれをやろうと思ひます。しかし、これは、自民党政府でもやろうと思へばやれることです。そういうことをやるつもりがあるのかどうか、長官にお聞きしたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 私は林野庁長官でございしますので、先ほどもお答えしましたように、日本の森林面積というものは外国に比べて非常に少ないわけでございしますから、できるだけ森林を現状維

持して、現にいろいろな助成制度等もございしますから、そういう方向で指導してまいりたいと思ひます。

持し、でき得ればこれを増強していくという立場でものを考えております。ですから、その地域が地域森林計画に入る地帯であるならば、その方針に沿って造林すべきところは造林する、保育すべきところは保育するという方向で進みたいと思っております。

ただ、私は林野庁の長官でございます。いま政務次官がおっしゃったような地域の総合開発計画という立場で判断される場合におきましては、できるだけ森林を維持していくという考え方の中で協力してまいりたいと思っております。

○諫山委員 私になぜ過去の問題を、すでに業者が買い占めている問題を取り上げたかというところが国の森林とか農地で、いいところはほとんどすべてが買い占められており、すでに買い占められていて土地にどういう規制をするかということが現実には非常に重要な問題になっているからです。この点では、まだ開発が進んでいないところについては全面的にこれを適用していく。ただ、部分的に開発が始まっているところはこれをどういうふうに適用していくのか、これから検討するといふか、きまり切った基準はまだどうもつくられていないようですが、しかし、まさにこういう問題の処理こそが現在の重要な事態だという点を認識して善処してもらいたいと思っております。

さらに、当然業者からの圧迫が予想されるわけですが、これは政務次官のほうではね返すといふふうに言っておられますから、私はそれに期待したいと思っております。

そこで、この問題に関連しまして、中央森林審議会の構成の問題です。私は中央森林審議会のメンバーの名前と現職名をいたしたいわけですが、この中には、災害問題の専門家とか公害問題の専門家、環境問題の専門家というは入っておられないように思います。しかし、新しい森林法では、しばしば強調されますような森林の公益的機能の確保ということが重要な課題になってきますから、この審議会の構成についても、そういう観点から検討し直す必要が出てきたのではないかと

思っておりますが、長官、いかがでしょうか。

○福田省 政府委員 御指摘のとおりでございます。中央森林審議会の委員は、先般任期の参りました人には更迭していただきまして、四十八年の二月十四日に更迭していただいた方もあります。その内容をずっと見ますと、たとえば、まず、環境保全の問題については、環境庁ができておるの御承知のとおりでございますので、環境庁の自然保護局長が入っておるのでございます。それから、水の問題等を中心にして、そういう土砂崩壊等の問題に関連して水利科学研究所というのがございます。その理事長も入っていただいておりますのでございます。あるいは、純粋な技術的な問題といふことを検討する団体として日本林業技術協会があるわけでございますが、その顧問をしておられる方も入っておりますし、なお、東京農業大学の教授にも入っていただいております。この中で、必ずしも、いわゆる林産業あるいはその団体、あるいはそういった担当の官庁だけというだけではなく、その点につきましては配慮しておりましたつもりでございます。

○諫山委員 森林法を公益的な機能という観点からとらえるというのは、私は、新しい問題提起ではないかと思っております。だからこそ、十条の二という新しい条項がつけられようとしているわけですから。そうすると、この森林法をほんとうにこの法律に即して運用していくためには、いわゆる公害問題の専門家、災害問題の専門家、環境問題の専門家という人たちが審議会の中に入ることがどうしても必要だと思っております。環境庁の人が入っているからいいじゃないかというわけにはいかないわけでありまして、そういう点では、まだ任期のある人をやめさして差しかえるというのは穏当でないと思っております。これからの人選の場合には、やはり、そういう配慮をもっとすべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○福田省 政府委員 御指摘のとおりでございます。十分配慮してまいりたいと思っておりますが、これは具体的にいろいろと、たとえば先ほど申し上げ

ました基準の問題であるとかということになりますと、相当こまかに検討してまいらなければなりません。そういう場合には、一つの部会を設けて検討するということも必要になってまいりますので、そういった場合に十分御意見を取り入れてまいりたい、かように考えます。

○諫山委員 もう一つ、改正案の十条の二に關してですが、ここで「環境を著しく悪化させる」という表現が出てきます。これはたとえば大きなレジャーランドをつくるとか、あるいはほかばしといつくりのホテルをつくるとか、こういう場合も含んだ概念でしょうか。「環境」ということばです。

○平松政府委員 具体的な事案に即して判断されることが非常に多いと思っておりますけれども、そのまわりがどういふふうな地帯であるか、文教地帯であるか、住宅地帯であるか、そういうような形のものか判断の要素になると思っておりますが、そういうところに即して、文教地帯であるとか、住居地帯であるとかというふうなところでございまして、いま先生がおっしゃったような施設というのは、環境を著しく害するといふふうに理解できると思っております。

○諫山委員 この法律の適用の場合に、一ヘクタール以上を対象としているということが言われております。ところが、これは法律の中には書かれておりません。もし、この面積を広げようといふようなことを考える場合には、この委員会なりその他の立法機関に相談されますか。それとも、政府が一方的にきめてしましますか。

○平松政府委員 森林法の改正案について御審議を願います際に、現在のところ、という表現ではございまして、一応の基準として一ヘクタールというところでお話を申し上げておるわけでございますから、その線について大きな変更を加えるような状態がございました場合には、当委員会に御報告をする義務があらうかと思っております。

○諫山委員 それは委員会が審議して、委員会が反対ということになれば、その反対を無視してま

○平松政府委員 私どももいたしまして、現在考えておりますのは、まだ法律の施行以前でございまして、いままでのいろいろな事例から考えまして、それが最適であろうといふような判断をいたしましてお話を申し上げておるわけでございますけれども、実施の過程においていろいろな問題が出てまいって、それを変更するという事態になりました場合には、そういう具体的な理由を付して当委員会に御報告をするということでございますから、おそらくわれわれの判断を御採納いただけるのではないかとはいふふうに考えております。

○諫山委員 いまの答弁は私の質問をはぐらかしたことになるわけですが、委員会が反対しても農林省が必要だと思えばやることもあり得るということですか。

○平松政府委員 いまお話し申し上げましたように、私もどもいたしまして、そういう変更の理由を考え、それを御説明いたしまして、御納得いただけないという事態をおそれないと思っておりますけれども、御納得いただけないような事態については、改正をすることにについては慎重でなければならぬであらうといふふうに考えます。

○諫山委員 最後に一つ。私たちは、農産物の自給率を高めないならぬと主張しております。これは畜産についても同様です。ということになりますと、たとえば農民の人たちが、あるいは自治体が山林を開いて農地にするとか、あるいは牧畜ができるように形状を変更するといふような必要性が起り得ると思っております。ところが、この法律によりまして、そういう場合も同様の規制を受けるのではなからうかと思われるわけですが、長官、これはいかがでしょうか。

○平松政府委員 現在森林である場所につきましまして、林木を伐採いたしました、あるいは表面を削り、あるいは耕起をいたしまして草を植えるといふようなことが行なわれ、あるいは開拓が行なわれるといふことでございまして、当然開発行為に相当するといふことでございまして、この改正法律の条文の適用対象となるわけでございます。

が、ただ、畜産の利用なりあるいは農業の利用なりというふうな土地の利用の形態を見てみますと、許可をしなければならぬというところで三つ条件を出しております。環境の悪化なり、あるいは水の枯渇なり、あるいは災害なりという点については、ほかの開発行為とは著しくその程度を——害悪と申しますか、そのマイナス面が著しく低いというふうな考えられますし、また、地域住民の必要性というものも非常に高いということになろうと思っております。そういうものについては、いま申し上げましたような要素を考えました場合には、先ほど政務次官からお話しいただきましたように、農林省全体としての立場で判断をするということに対処してまいりたいというふうな考えであります。

○農山委員 政務次官にお聞きします。

ちょっとむづかしい説明だったのですが、そうすると、この法律をつくったからといって、たとえば農用地を拡大するとか、あるいは牧草地を拡大するということの障害にはなるべくしないように運用するつもりだということではないのでしょうか。

○渡辺(美)政府委員 私は、そのとおりだと思います。

○農山委員 いま私は短時間の間に幾つかの問題を指摘しましたが、これは、この法律の運用の上で非常に重要だと思っております。ここで説明されたような趣旨に従って、これがたとえば大企業、大商社の横暴を取り締まるという方向で運営される反面では、農民が農地を拡張するというような当然の要求を抑えることにならないようにというような点に十分配慮しながら運用されることを期待して、質問を終わります。

○飯谷委員長 次に、柴田健治君。

○柴田(健)委員 この間現地調査をいたしました。が、それに関連してお尋ねを申し上げたいと思うのです。

この間、私たちは、兵庫県、鳥取県、岡山県の三県を、開発地または森林の状態、マツタイムシ、

そしてまた森林組合の実態というものを中心に調査をして、調査報告を申し上げたのですが、それに関連して、今度の森林法改正に伴って私たちが感じますことは、森林組合を合併させるということ、たとえば鳥取県は現在三十組合あるが、それを五カ年後には七つにするというのです。そうした場合にちょっと疑問が起きることは、鳥取県にはそれなら県連は要らぬのじゃないかということですね。鳥取県にたつた七つの森林組合ができて、その七つの森林組合で森連をこしらえて、県段階で会長や副会長や専務理事をつくる。合併をさせて、そしてうんと事業をやっていくなければならぬ、近代経営を、森林組合にふさわしい事業をやらせていくとする、そういうねらいで合併をさせる。のに、七つの森林組合で県森連の幹部にみえ出してしまうということになったらどうなるのだろうかという疑問が起きるわけですね。たとえば岡山県は現在五十五組合がある。それを五年後には十六の組合にするというように、全国的にこういうことを考えた場合に、森林団体は二段階制にするのか、依然として三段階制の方針をとっていくのかという問題が出てくるわけですが、この点の考え方はどうですか。

○平松政府委員 先生御承知のように、農林省所管の農業協同組合、漁業協同組合、いずれも三段階制をとっておるわけでございます。森林組合についても御同様に三段階制をとっているわけでございます。

ただいま先生御指摘のように、鳥取の場合七つになるといふようなことで、はたして連合会組織が必要かどうかというお話しでございますけれども、かりに鳥取県の森林組合が七つになるとして、これはかなり困難性があるかと思ひますけれども、かりに七つになるといふことが実現いたしましたとして、七つの組合が鳥取県という行政単位で——つまり、日本の場合は県が行政単位として相当大きなウェイトを占めておりますので、七つの組合が県の連合会というふうな組織で、県の行政と一体化した組織を持つということが必要ない

かどうかという点になりますと、やはり、日本の行政が国、県、市町村というふうな形で行なわれておる場合には、県段階の連合会というものは必要ではないかというように考えられるわけでございます。ただ、全国的にそういう事態が起こってまいりまして、県段階というものはおかしい、あるいは道州単位ぐらいの連合会をつくれというふうな機運でも出てまいりましたら、その段階で検討する必要があるかと思ひますけれども、その事態というのは、相当遠い将来のことではなからうかというように考えております。

○柴田(健)委員 林政部長がそういうお答えをされたのですが、ただしよくし定本に公式論に立つて、要するに机上論で線を引いてしまふ。たとえばこの一町村ごとの行政区画単位で考えた場合に、現在、一町村ごとに合併しても森林組合の合併してないところもたまにはありますけれども、大体一町村一組合という方針で組織形態になつておると思うのです。そうすると、たとえば山形面積——それから、あなた方は、どうも組合員数を基準に置いて合併を奨励しておるような気がするわけですね。そうすると、たとえば一町村の行政区画内における総面積のうち山林面積が五〇%以上のところ、五〇%から八〇%、それから八〇%以上の山林面積を持つておる組合というように、町村ごとに分離して考えた場合に、組合員数が少ないからということだけで合併をさせるというのはちょっと無理が出てくるのでなからうか。その判断の基礎というものはどちらに重点を置くのが正しいのか。ただ組織防衛だけでものを考えるのか、林業政策全体の中でのものを考えるのが正しいのか、この点の見解はどうですか。

○平松政府委員 ただいま先生御指摘のように、森林組合の合併を進めてまいります上でいろいろ考慮すべき要素が多かるうと思ひます。私もよく考えておりますのは、現在の森林組合が規模が小さい規模に過ぎるために経営基盤として劣弱である、そういうことを何とか克服するという意味において、少なくとも新市町村段階程度には統合すると

いうことも必要であらうし、また、あるいは、社会、経済的条件、自然的条件等から見て、それ以上の合併ができるような形であれば、それも望ましいということにいたしまして、一応の条件といたしまして、基準といたしまして、一応のめどといたしまして、新しい森林組合の経営規模といたしまして、組合員の所有する森林面積が大体一万ヘクタールぐらいて、森林組合の出資が六百万くらい、職員が七人ぐらいていふふうなもの、新しい森林組合の型としてそれぐらいていふ最低規模として考えていきたいというふうなことを考えているわけでございますが、いま先生御指摘の、人間に重きを置くのか、面積に重きを置くのかというお話しでございますけれども、ただ、これは、どちらかに重きを置いて、どちらかだけで律するということではなしに、やはり、先ほど申し上げましたように、森林組合の置かれておる自然的、経済的、社会的条件を総合勘案した上で判断をすべき要素であらうと思ひます。

○柴田(健)委員 あなたが言われる大体の基準の目標というものは、面積にすれば一万ヘクタール、出資額が六百万円というように言われたんですが、たとえば岡山県を申し上げると、大体七十万ヘクタールの総面積の中で四十八万ヘクタールが原野ということに大体なつておる。いま五十五組合があるんですよ。そうすると、あなたの答弁から言くと、そうたいして合併促進しなくても山林面積はえらくいいじゃないかという数字になるわけですね。だから、その点がよくはよくわからないう。鳥取県を見てもそうですよね。鳥取県で計算してみると、山林面積は膨大な面積になつておるんですよ。それで七組合という、一組合が三万七千ヘクタールから四万くらいになるわけですね。そうすると、あなたの机上論というものはどうも大ざっぱで、綿密なものじゃない。これは委員会答弁用の数字を言うたんじやないか。もっとも、実態を考えなければ、非常に不合理が出てくる。岡山県でも約五十万ヘクタールは山林原野がある。それでいま五十五組合で、十六組合にするん

ですから、そうすると、一組合の面積が膨大になってくるといふ算用になってくるわけです。そうして、先ほど私が申し上げたように、山林面積の多い山村地域、たとえば八〇%以上の山林面積を持つておる市町村は全国に幾らあるんですか。

○平松政府委員 林野率八〇%以上の市町村につきましては、いまちょっと手元にございませんので、至急調べまして御返答いたしたいと思ひますが、先ほど私が一応の基準と申し上げましたのは、最低それくらいのところまで持つていきたいというのを申し上げたわけでございます。現在、森林の平均で申しますと、一森林組合の組合員の所有する面積が五千ヘクタール、出資金で三百万、職員が三・三という平均でございますから、少なくとも平均の倍程度のところまで一着低いところでも持つていきたいということを考えているわけでございます。四十八年度に一応九十地区の合併を考えておりますが、その四十八年度の九十地区について申し上げますと、森林面積については二万二千ヘクタール、出資金については二千万、職員については十六人というふうなことがめどになっておるといふことでございますから、先ほど申し上げましたように、その地域の社会的、経済的、自然的条件を勘案しながら、現地の情勢に即した形で、組合員の総意と申しますか、関係組合員の総意を結集した形で、現地に即した新しい組合の姿を実現してまいりたいというふうなことを考えているわけでございます。

○柴田(健)委員 森林組合を合併させていく。私たち、一方では農協の合併を進めてきた経過、そして合併後における農業協同組合の運営を見ておると、合併だけさせてあとは何も指導しないという姿になっていく。森林組合でも、合併だけは本気でやらせるが、多少ささやかな補助をやるというところで、させたあとはどうするかという問題に私たちは疑問が起るわけです。合併後における指導はどうするか。いままでの森林組合の実態を見ると、たとえば販売事業の占める比重、林産事業、樹苗生産、また購買事業、森林の造成事業

業というように、いろいろな事業の内容の比重が、現在の森林組合の経営の実態から言つて、今後合併後には何を重点に置いて、どの部分を重点的にやらしていくのか、その点の指導要綱という目標というものが、展望というものがあつたのかないのか、それを聞かせてもらいたい。

○平松政府委員 森林組合の現状につきまして、少数割合の例外を除きまして非常に劣弱な状況にある、団体としての力をなしてない、極論すれば、そういう言い方もできるかもしれないというふうな状況でございます。組合が組合としての活動ができるような形にまず組合員の規模もふくらみ、組合員の所有する森林面積の規模もふくらみ、出資金も大きくし、というふうなことで、全体的に體質を改善していくということがねらいでございます。どこに重点を置いていくかというお話でございます。すべての面について、ということにならうかと思ひます。ただ、現在の林業の置かれております情勢の中で森林組合がいかがあるべきかということにつきましては、今回の森林法の改正の中で、計画制度の一つの改善をいたしまして、共同施設計画制度というものをご提案申し上げておるわけでございますけれども、現在の経営の零細性、所有の零細性というものを克服して、生産性の高い施設ができるような形で共同施設ができるように、施設計画がつくれるようにということをご提案申し上げておるわけでございますけれども、その点にない手として森林組合が登場してくる、そういうようなことによりまして、森林組合自身が森林のあるべき姿に貢献すると同時に、森林組合の労働者というふうな形で、森林組合の労働力が通年的に安定した職場を獲得する、そういうことによりまして、森林の姿もよくなれば、組合員の所得もよくなる、あるいは組合員の労働、経済的な条件もよくなる、あわせて購買事業も販売事業も強化されていくというふうな形のもの、一応、今回の森林法の改正を通じて、森林組合の合併とあわせて実現を期しておるといふのが私どもの考え方でございます。

昭和四十九年二月二十六日

ざいます。

○柴田(健)委員 林政部長はいろいろ多岐にわたつて説明されているのですが、たとえば労働力の問題も言われました。現在、国有林を含めて、今日の労働対策というものは正直に言つて、どちらかといえば投げやりで、ほんとうに完全な労働管理と、新しい近代的なセンスを持つて労働対策をしておるとは思えない。国有林の関係の労働者すらお粗末な取り扱いをしておるわけです。ましてや、森林組合で労働力を確保して、ということをやりますが、それなら、合併をして、たとえばAならAの森林組合が、林野庁の指導方針によつて適正な規模、適正な運営をするために合併をした、そして労働力も確保した、その労働力をどう活用していくかということを考えたときに、現行制度の労働基準法に適用させ、またあらゆる社会保障関係の法律を適用させて、完全に労働管理ができるように、労働政策が配れるように指導をするという構想があるのかないのか。

○平松政府委員 この委員会では先ほど来議論がなされておりますように、国有林の労働者の労働条件というものは、国有林の労働者に比較しましては相当悪いというふうな現状にあることは御指摘のとおりでございます。そういうふうな状況でございますから、国有林の労働者の労働条件をよくするということのため、と申しますと、それが主目的のようになりますけれども、森林組合の強化合併、機能の拡大その他によりまして森林組合の體質が強化される。その、體質が強化された森林組合によつて、森林組合の労働者の、あるいは森林組合の結集しておる国有林の労働者の労働条件をよくしていくということをお願いしておるというところでございまして、現在の状況でございます。森林組合自身が存在するための行動に追われて、そういうふうな形のものにまで手が回らないというふうな、極論すればそういうふうな状態もあり得ようかと思ひますけれども、そういうふうなものからほんとうに組合員のための森林施設をや

つては、そういう方々の福祉なり経済的条件な

りを向上するといふことができるような森林組合の状態を実現してまいりたいといふことを考えておるわけでございます。

○委員長退席、山崎(平)委員長代理着席
○柴田(健)委員 抽象論の答弁だからよくわからない。具体的にどうするか、そういうものを明確にひとつ言つてもらいたいですよ。林政部長、ありふれた抽象論はいいまでもう何回も聞いてきた。林野庁の答弁はもう何回となく聞いてきたのですけれども、今度は、合併させたら、労働対策は、こういうことはこうする、失業保険についてはこうするのだとか、年金についてはどうするのだとか、こういうふうな具体的に答へ願わなければ、ただ抽象論なら、何回でも聞いていいのですよ。
○平松政府委員 現在の国有林の労働者の賃金一つ例にとつてみましても、国有林と相当違つていうことは、森林組合の組合員である森林所有者の所有規模なり経営規模なりが零細であり、しかも、森林組合の規模も劣弱であるというふうなことから、林業経営として體質が弱いということ、賃金も満足に払えないというふうな状況でございますから、そういうふうな形のもの、ある一定の労働力を雇用いたしたとしました場合、年間通して雇えるような事業量の確保ということが、まず、合併をすることによつてより可能になるというところが考えられるのではないかと。そういうふうなことで労働の機会が確保されますと、同時に、そういうふうなことに収入と申しますと、賃金もある程度向上させることができましようし、通年雇用といふことで、いままでの失業保険法でございまして、失業保険法の対象にもし得る。余力ができますと退職金の積み増しも出てくる。そういうふうなものは、やはり、森林組合が経済的に強化されてまいりませんとかなかなかむずかしいでございますので、そういう意味において、森林組合の體質を強化していくというふうなことを考えてまいりたいといふことを申し上げておる

わけでございます。

○柴田(健)委員 いま、林政部長は、体質を強化する、変えていくと言われましたが、いま、日本の林業施策で当面取り組まなきゃならぬ問題は何かということですね。ただ伐採をして売り払っていくんなら、収益もあがりましょ。けれども、そういう収益性をねらうよりか、いま、山荒らしをどう押えるか、山の災害をどう押えるか、そして造林面積をどう拡大していくかということが、投資が、どちらかというと大事なんではないでしょうか。だから、投資のほうを考えた場合には、森林組合からその収益性が出るとは考えられない。あなたのほうの考え方は、何か合併したらすぐ収益が出てくるような、体質がすぐ変わるような、強化させていくような考えのようだが、そういうことばっかりでは現実にはマッチしない。

それなら聞きますが、たとえば造林単価は幾らですか。四十九年度の造林単価、賃金、苗木代、そういう経費を全部ちよつと説明してください。どういう賃金にきめたのか。

○松形説明員 お答え申し上げます。

四十九年度の標準単価でございますけれども、拡大造林の場合は、四十九年度といたしまして、二十三万五千円でございまして。四十六年度と比較いたしますと、四十六年度が十萬八千円でございまして、約二・一程度度になっておるわけでございます。

なお、労賃でございますけれども、四十九年は二十四百円、苗木代十八円五十銭といたしております。四十六年に比較いたしますと、労賃が千五百円でございますから、約二倍強でございます。苗木代が、四十六年が九円三十銭でございますので、ちよつと二倍というところでございまして。○柴田(健)委員 明治時代の人と話をしておるような気がして、ちよつとピンとが狂つておるのじゃないかという気がするのです。いままで、四十六年で、一ヘクタール十一万五千円で地元負担がどれだけ要つたかということをおなたは知らぬのじゃないかと思う。超過負担がどのくら

い要つておったか、ただ、国の机上で算定をして単価基準を出しておる。今日でも、四十九年度の予算で二十三万五千円に一ヘクタールの造林を見た。賃金は二十四百円見た。二千四百円で何人分かかって、どうなるのか。実際、二千四百円で働く労働者が今日おるのかどうか。ゴルフ場の球拾いでも、中学生のアルバイトが三千五百円や四千円と言つておるのですよ。二千四百円でどれだけ労働者が集まるのか、働けるのか。いまの物価高騰のときに、どういう基準で二千四百円を出したか。そして、それで森林組合の収益が出るのか。森林組合は、造林すれば造林するだけかえつて持ち出し分がふえて、どこから財源をこしらえるか、山の木を売っていくのかということになる。結局、財産の売り払いをしなげらあとの拡大造林をしていかなければならぬ。この基準自体が、四十九年度からは本気でやります、林業施策も本気でやりますということをお林野庁長官や大臣はこの間言われたが、私たちから見ると何だという気がするのですが、長官、どうですか。この単価であつたらはりつぱに計画を立てていけるのか。いま年々造林面積が減つてきておるが、造林計画がこの価格で伸びる自信があるかね。伸びなかつたら、あなたは責任を持つかね。長官、どうですか。

○福田(省)政府委員 御指摘の点につきまして、たびたび単価の問題についてもおしかりを受けているわけでございますけれども、私たちが、ここで指導部長から説明しましたように、努力した結果、確かに倍率は伸びておるわけでございます。ただ、それが直ちに実勢単価そのものを反映しているかどうかということについては、必ずしも十分ではないというふうに私は思つております。できるだけ実勢単価に近づけるように今後努力してまいりたいと思つております。また、仕事のやり方等につきましても、できるだけいろいろな改善を加えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○柴田(健)委員 山で働く人がどれだけえらい目をするかということは、あなた、林野庁は知らぬのじゃないかと思うのです。山の作業がどれだけ苦しくてえらいかということですよ。にわか雪が降る。にわか雨が降る。大夕立が来ても、かさをさしてやるわけにもいかなし、飛んで帰つてくればならぬのじゃない。びしょぬれになってやらなければならぬのですよ。からだをこわす、かぜを引く、栄養も十分とれない。山林労働者がどれだけえらい目をしていられるかということを考えた場合に、二千四百円という賃金の出し方というものがおかしい。何が基礎だ。二千四百円で、山林労働者として働く労働者があつたら手で集まるんなら、ひとつ集めてもらいたいと思つたのです。そういう見通しがあるんなら集めてみてください。集める自信がありますか。

○福田(省)政府委員 単価につきましては、工程との関連もございまして、一がいには申し上げられませんが、二千数百円そのものというところは、確かに、先生の御指摘のとおり、相当問題があると思つております。でございますから、たびたび申し上げますように、この工程の関係、それから単価、賃金の単価の見方そのものに、予算を組む場合の技術的ないろいろな問題があるわけでございますから、実勢と遊離している点も必ずあるだろうと思つておるのです。ですから、私は、基本的に実勢というものを——ほんとうにその場に適用した賃金、その場のほんとうの工程というものをよく見きわめた上で予算を編成しなければならぬというふうに考えます。ですから、予算書にあらわれた数字には相当問題がある、と言つては語弊がございまして、実勢に近づけるように、予算編成に際しては大蔵当局ともよく話し合ひし、努力してまいりたいというふうに私は考えております。実際のその情勢に合った、地域、地域の実態に即した、仕事のできる予算を組んでまいらうというふうにしたいと思つております。

○柴田(健)委員 たとえば苗木代でもそうですよ。実生でもさし木でも三年かかる。三年の間肥培管理をし、夜昼気温の条件を心配しながら、霜が降ればすぐおおいをしなければならぬ。夜でも寝ないぐらゐにして育成事業をやるわけですよ。その苗を、三年間かかつてつくるのを、十八円五十銭という単価の出し方はどういふ基準で出したか。あなた、三年間肥料代がどのくらい要るのか。ことし肥料代は何%上がるか。ナスビの苗、ウリの苗でも、ことしは一本が七十円から八十円しようかとしておるんですよ。これは六十日あればできるんですよ。それを三年間かかつて、一ヘクタールの苗木で、三十万本あげて、これは実際二十五万しか植えつけができません。それを、一ヘクタール三年間どれだけ資本が要る。林野庁長官、説明してくれ。三年間に二十五万本の育成をするのにどれだけの人分が要るかということも、また、その経費を説明願ひたい。

○福田(省)政府委員 そういうことをいまここですぐ即答できないというのはおしかりを受けるかもしれませんが、それだけ基礎があるわけでございますから、至急調べて勉強したいと思つております。しばらくお待ち願ひます。

○柴田(健)委員 だから、資料を読まなければわからぬではないに、それをいつでも頭に置いてもらいたいんですよ。日本の林業を伸ばすためにはどうするかということは、林野庁長官、関係者は常に頭にちゃんと置いておくことです。われわれはちゃんといつでも、杉でもヒノキでも、どの程度経費がかかり、本田へ移す運賃がどのくらいかかり、一ヘクタールにどれくらい下刈り人夫が要るなどというのとはざつと頭に置いてある。そういうことが常に頭にあってこそ、そういうことを私たちは——林野庁長官に私が言いたいのは、林野庁関係の試験機関はみんな孤立主義をとつていて、研究費の予算もふやしてない。岡山県の勝田郡に岡山県林業振興場があるが、現地を見に行くと、ああいうのはほんとうに苦労して研究しておる。職員が一生懸命やっている。もつと試験費をふやしたらいけないか。ああいうところは、林野関係者のあらゆる団体もつと研究に乗り込んで、もう少し外部との交流をはかるような、一つの中心の技術センターというのか、そういうもの

のに活用できるように門戸を開放したらいいじゃないかという気がするわけですね。そういう予算は一つもふやしてない。森林法を改正して森林組合の合併助成をやるといっても、正直言うてこれは本末転倒だと私は思う。あなたたちがもっと現状を十分に知らない限りは、日本の林業は発展しない。

林野庁長官、これから本気でやるということを一言言うてくれ。そうせぬと、ちょっと先の質問ができぬのだ。

○福田(省)政府委員 御指摘のとおりでございます。前向きで勉強してまいりたいと思います。

試験研究につきましても、相当長期間を要する問題でございますから、なお、御指摘の線に沿いまして努力してまいりたいと思います。

○柴田(健)委員 この間現地調査をして、兵庫県の東部の相生カントリックラフ、ゴルフ場造成の実態を見て、あれを見た者はみんなあれではないかという感情を持ったと思うのです。ああいうことが平気で行なわれるところに、日本のあらゆるものの考え方、感覚がおかしいところがある。日本は相当高度の技術者が生まれて、技術ができて、技術的には心配ないということを感じて、宣伝しますけれども、現地を見るとお粗末だということとが言えるわけですね。ああいうものは都道府県がやるのだからおれは知らないのだ、市町村がやるのだから知らないのだということではもう通らない時代だと私は思う。そう言うのと、早く森林法を通してくれと言う。森林法を通して、これがもうオールマイティーで何でもやれるようにあらたには宣伝するけれども、やれなかったらどうするのかという問題があるのです。

それから、いま法案の審議中であるから、法案が通ったらこれをすぐ実施に移すという場合に、いま全国でどれだけの乱売、乱開発というものが行なわれておるのか、その実態は——農地は林野庁の管轄ではないから別として、山林原野は林野庁の管轄の区域ですから、責任の庁であるから、大体何カ所ぐらい売り買いがされておるのか

はつきりしてもらいたい。その箇所数は大体もう確認されておると思うのです。

林野庁長官、この二、三年の間に不動産業者が日本に幾らふえたと思っているか。長官は知っていますか。不動産業者がこの二、三年の間に日本にどれくらいふえたか。約五倍ふえておる。七万あるのです。不動産業者が七万軒日本にある。それは大商社からずっとあるわけです。七万の不動産業者がそこらじゅう買いくつたのだから、それはもう目の行き届かないところはたくさんあると思う。けれども、たとえば十ヘクタール以上の山林原野は、それが民有林であらうと、公有林であらうと、国有林であらうと何であらうと、山林という名のついたもので売買されたところは、林野庁は都道府県や市町村を動員してでも確認はできておるはずだと私は思うが、確認しておられますか。

○福田(省)政府委員 いま御指摘の、どれくらい山林がそういう形で売買されているかという御質問でございますが、五ヘクタール以上についてはおおむね調査したところによりますと、十九万七千ヘクタールでございますから、約二十万ヘクタールというものはそういう取引をされておるという調査ができております。

○柴田(健)委員 私たちはいつもふしぎに思うのですが、たとえば岡山県に佐伯町というところがあるが、ここは兼松江商が買っておる。約五百町歩ある。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)

そして、その中に保安林が七、八十町歩あるそうです。買っぱなしですよ。何も手をつけない。ここはもう自然環境、風光明媚なところなんですね。何に使うかという、セカンドハウスだとか、ゴルフ場だとか、レジャーだとか、いろいろな総合レジャー施設をつくるということになっておるようですが、買っぱなしですね。こういうところは至るところにある。いま、大企業、大商社が買っぱなしで手をつけずにやっておるところがたくさんあるわけですよ。これらをどうするか。先ほど

諫山委員が質問されましたが、どうするのか。これから森林法を通して規制をやりますと言っても、規制したら買い戻しという問題が起るかも知れない。ところが、林野庁は国有地を減さない、ふやすという方向で取り組みますというのを、あなたは先ほど答弁されたのです。買い上げの価格を管理課長に聞いたら、一ヘクタール十万円ぐらいなら今後買ってもよろしいという御意見がある。一ヘクタール十万円で買えるという感覚で林野庁はおるのか。むだな山というが、金があり余って、山林所有者をだまして、どんどんむちゃくちゃに買った山があるとすると、それを地方公共団体に買取り国が買い戻す、買い取るということを考えない限りうまく調整はつかないと思うのです。しかし、一ヘクタール十万円ぐらいで買戻すという単価を出した林野庁の頭の程度を私は疑うのです。

が、長官、どうですか。どういうわけで一ヘクタール十万円、坪三十三円なのか。今度地方公共団体が、健康保養林ということで県が買収場合には補助を出すとして、一億七千万余りの予算を組んだ。けれども、ほんとうに日本の山を守っていくとすれば、そういう一ヘクタール十万円ぐらいで買取りという考え方はやらないということですよ。買わないという主義ですよ。買い取ることができない。長官、どうですか、その点については。

○福田(省)政府委員 御指摘のように、都道府県において、そういうたふし防止のためにぜひ購入したいというところは、大体、同じ山林といっても、比較的都市に近いところであらうと思えます。ですから、平均していま申し上げたような価格で組んではおきますけれども、場所によっていろいろな差はあるかと思えます。これは実勢価格に近づけたらいいと思います。これは実勢価格でできた単価でございますので、できるだけ運用面で計画が達成できるようにしていきたいと思っております。

ただ、この価格の問題につきましては、先ほど青森県の例もございましたとおり、もう一けた多い場合もございます。非常にその点については問題もあるわけでございまして、実勢単価をよく調べて、それで予算編成に全力を尽くすという基本的な姿勢は今後も継続してまいりたいと思えます。ただ、こういう制度はようやく芽をふいたところでございますので、これを少し育てていきたいと思っております。

○柴田(健)委員 長官のいまの答弁を聞くと、いまこれからやろうとするところで、いますべり出たから、これから本気で考えようと言われたのですが、この点はずっと真剣に考えて取り組んでもらわないと、言うてみるだけでは実効はあがらない。私たちの立場から申し上げると、そういう気がする。これから本気で国有地をふやしていくという姿勢を持ってもらわないといけないと思うわけでありまして。

次に、私は沖繩の林業についてちょっと聞きたいのですが、林野庁長官は現地調査に行かれて、沖繩の林業の実態を見られたわけですが、戦後二十数年間異民族に支配された、その中で沖繩のささやかな林業政策が進められておる。この沖繩の林業について取り組もうとする考えがあるとするならば、その点を答えを願いたい。これが第一点です。

それから、二番目は、先般基地返還が一部なされた。しかし、基地返還というのではなくして、演習地の返還だということなんです。一部です。しかし、その中で私たちが重要な関心を持っておるの、沖繩の国頭村の、あの国有地の演習地です。あれがどの程度返ってくるのか。その実態を具体的に説明を願いたいのです。

以上二つの点について……

○福田(省)政府委員 先般沖繩に参りまして、本島の北部の国有林、それから翌日西表島を見てまいったわけでございますが、率直に申し上げて、私は、自然保護を重視して経営しなければならぬところではお答えしたので、相対りっぱな林相だろうと思つて実行したわけでございまして、意に反して、その林相の貧弱なには驚いたわけで

でございます。これは天然林です。遠くから見るとまことにうっそうとした天然林ですが、中に入るとほんとうに情けない林なので、これを今後どういうように持っていくか、実に、これからの重要な問題だと考えたわけでございます。自然条件も非常に悪いところでございますし、気温とか、雨量とか、その他はよろしいのでございませうけれども、そこへもって来て、西表に部分林の制度もございまして、この契約の問題についても相手方が非常に困っておる実態も聞いてきたわけでございますから、やはり、重点的には、この地区林につきましては、自然保護ということを中心にしたきめのこまかい施策をやっていかなければならぬというふうに思っております。植えられる樹種としては、あそこでは琉球松は確かでございますが、その他の樹種については、どういうものがいいかということとははつきりいたしておりません。したがって、研究問題についても、やはりここに相当経費を投じて、今後実用化研究を主とした研究もやっていかなければならぬと思つたわけでございます。

第二点の演習地の問題でございますが、ほとんどこれは米軍の演習用地に使われている場所でございます。この点については、防衛施設庁とも連絡をとりまして、この森林の育成については相当配意した対策をとっていきなさいと思つてはおりますが、これは私だけの考えでどうこうするといふわけにまいりませんので、やはり、あの全体の森林をよくしていくという方向で、できるだけ関係官庁とも折衝をし、努力してまいりたいというふうに感じたわけでございます。

○柴田(健)委員 答弁にならぬじゃないか。もつと具体的に……

○平松政府委員 先生からの第二問の国頭の演習地の返還地の問題でございますが、御承知のように、国頭の演習地の貸し付け地は、国有林がおおむね七千九百ヘクタあるわけでございます。まだ正式の通知は参つておりませんが、私のほうで防衛施設庁のほうへ照会をいたしまして一応知

り得たところによりますと、南のほうの福知ダム敷及びその周辺、それから新川ダムのダム敷とその周辺、それから安波というところ、この三地区でおおむね三百二十ヘクタ、これは実測するとまた変わるかもしれませんが、おおむね三百二十ヘクタが返つてきておるといふような状況でございます。

それから、いま一つ、先ほど先生から、林野率八〇%以上の町村の数がどれくらいあるんだというお話してございましたが、林野率八〇%以上という条件だけでございまして、そのほかに耕地率が一〇%未満、林業兼業農家率が一〇%以上という三つの条件を満たしておる町村の数で六百三十九町村という数字がございまして、先生がおっしゃった一つのだけの条件の数字はあいにくまだ手元にありませんので、御容赦願いたいと思つております。

○柴田(健)委員 第二の問題なんです、七千九百ヘクタールの中で、福知ダム、新川ダムといった、その三百二十ヘクタールは、これはもうダムの敷地なんです。ダムをつくつておられるんですから、これはもう演習には使えないわけなんです。こんなものが返還になるなんていうたらおかしい話で、これは本格的に沖繩の演習地の返還を交渉しないといけないと思つておるんですね。そうでないと、沖繩林業というものはいよいよ成り立たないですよ。

特に、境界線の問題がはつきりしないというところで調査をやっているんですが、今度の予算で沖繩の営林署の職員を何人増員するんですか。そうして、ハブや何やかやの危険手当を出さないといふの前言うたんですが、そういう職員の特遇改善についてはどれだけの予算をふやすのですか。どうですか、林政部長。

○平松政府委員 国有林の定員につきましては、現在、国有林野事業の運営改善計画を進めておる最中でございますので、国有林の全体の定数といましては、むしろ、定数を予定計画に従つて減少してまいるという計画を持っておるわけでございますが、具体的に沖繩の営林署の問題につき

ましては、先生から御指摘のような案件がございしますれば、四十九年度の実際の仕事のやり方を考えまして雇用をしてみたいというふうに考えております。

それから、マムシ手当と申しますか、危険手当と申しますか、そういうような点については、この前先生から御指摘がございまして、私どもで研究いたしておりますが、これは先般の先生からの御質問の際にも林野庁からお答えしたと思つておりますけれども、林野庁だけで決定できない問題もございまして、そういう方面とも寄り寄り協議中でございます。

○柴田(健)委員 林政部長、マムシはほかの機関には関係ないでしょう。山に入らないうちでマムシと申し上げてははなはだ恐縮でございますが、ハブの関連でございますが、ハブ手当というものは、山の中に入るのだから林野庁だけでできるではないかというお話してございまして、正式に役人の手当というところでございまして、役人の給与として給与するといふ問題につきましては、人事院その他給与関係の役所と協議を要する。もちろん林野庁独自でやれる問題もあらうと思つてますが、その点はいろいろ検討いたしておる最中でございます。

○柴田(健)委員 林野庁にはその程度の幅のある予算はあると思つておるんです。沖繩の営林署の職員が何百人もおるわけじゃないのですよ。ハブの手当ぐらゐでございましょう。たとえば一つの例を言つと、予算がこれしかないからというところで、お客さんの接待をするのにも、ラーメンしかごちそうする予算がないからラーメンだといふわけにいかないでしょう。そういう場合、一々ほかの各省へ連絡をとつて、ランチにしますかということ

を相談しますか。そんな臨機応変なさやかな問題を処置できないような林野庁なんです。林野庁はほんとうにそういう権限が少くないのですか。ハブの手当ぐらゐで人事院に相談しなければ出せないという、そんなごちない、かた苦しい、融通のきかない林野庁ですか。林政部長、どうですか。

○平松政府委員 ハブの手当ということでございまして、これはまあ一種の危険手当ということになるわけでございまして、危険手当ということになりますと、林野庁でやっております作業の中にも危険を伴うものがあつて、それに対する危険手当というものの牽連の問題も出てまいります。また、林野庁だけでない、ほかの公務員のそういうような危険手当というもののからみがあるわけでございまして、そういう意味において、林野庁独自で決定できない問題があるということをおし上げたわけでございまして、目下検討中でございます。

○柴田(健)委員 林政部長、これは真剣に考えてやつてもらいたいのですよ。ほんとうにあぶないのですからね。これは内地のマムシよりはあぶない。それだけに、まかり間違えば命を落とすとか、不具者になるといふもの。身体障害者を一人出したらたいへんなことになるのですよ。そういうことを考えたときには、これは人道的な問題なんです。だから、給与体系そのものの論議よりか、人道的な立場に立つて考えないといけません。私は思うのですよ。この問題は、至急に解決するならするといふことで御答弁願いたいわけなんです。長官、部長だけではなしに……

○福田(省)政府委員 これはもう、協議するところがあるという話もいまわかつておりますので、至急そのように努力します。マラリアはすっかりなくなつたので、原則的にはハブをみんななくすればいいでしょうけれども、その方法もなかなかむずかしいようですから、その手当のほうだけは至急解決するように努力いたします。

○柴田(健)委員 もう一つだけ申し上げるが、長

官、岡山県の奥津の森林組合を見たわけですが、あの森林組合は非常に優秀だということを見られた際評価されたのですが、あの森林組合のある町で、建設省がダムをやるというのでいま進めておるわけです。それで、調査をさせるかさせないかでは、拒否反応が強くて、立ち入り調査も実地調査もできないということになっておるのです。あそこにダムをつくられたら、優秀な森林組合が壊滅的打撃になる、そして、長い間かかって植林をしたところも、すそ野のいいところはほとんど水没してしまうという事態がいまや起きようとしておる。関係地区住民は反対だと言っておるわけです。建設省はどうしてもやると言っている。長年のモデル的なケースとして大臣から表彰された森林組合なんですね。そういう優秀な森林組合のある町村が、いまや風前のともしびとして、ダム建設で埋没しようとしておる。その場合に林野庁としてはどういう態度をとるのですか。ちょっと見解だけ聞いておきたいのです。

○福田(省)政府委員 私立場としては、しばしば申し上げましたように、日本は、比率では森林は多いけれども、これは一人当たりになるときわめて少ないということをいつも申し上げておるのです。ですから、そういう問題はいま初めて伺いましたので、これは重大な問題でございまして、それはどういう目的でどういうことに使うのか、向こうの立場もございまして、よく実情を調べ、林野庁としての立場に立ってよく実情を調べ、聞いて、折衝してまいりたい、このように思っています。

○桑田(健)委員 終わります。

○飯谷委員長 次回は、明二十七日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

